

第3期柳井市 子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和6（2024）年12月
柳井市

～ 目 次 ～

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって -----	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要 -----	1
(1) 計画の背景と趣旨 -----	1
(2) 計画の位置付け -----	1
(3) 計画の期間 -----	2
(4) 計画の対象 -----	2
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方 -----	3
(1) 子ども・子育て支援について -----	3
(2) 次世代育成支援について -----	5
(3) 貧困対策について -----	5
 第2章 本市の現状と課題-----	 6
1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況 -----	6
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測 -----	6
(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測 -----	7
(3) 出生数と出生率 -----	7
(4) 婚姻件数・婚姻率 -----	8
(5) 離婚件数・離婚率 -----	8
(6) 女性の就労状況 -----	9
2 就学前児童の状況 -----	10
(1) 就学前児童の保育形態 -----	10
(2) 令和5（2023）年の就学前児童の年齢別保育形態 -----	11
(3) 保育所、幼稚園、認可外保育施設の状況（市内） -----	12
(4) 地域子ども・子育て支援事業の状況 -----	15
3 ニーズ調査結果に見る本市の特徴 -----	26
(1) 調査の概要 -----	26
(2) 主要調査結果の概要 -----	26
4 第2期計画の検証と評価 -----	34
主要施策1 子育て家庭への支援の充実 -----	34
主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子21） -	35
主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備 -----	37
主要施策4 子育てと仕事の両立支援 -----	39
主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実 -----	40
主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進 -----	42
5 第3期計画に向けての課題や方向性 -----	44
(1) 子育て家庭への支援について -----	44
(2) 成育医療等を含めた健やかに生み育てる環境について -----	44
(3) 子どもの健全育成に係る教育環境について -----	45
(4) 子育てと仕事の両立について -----	45
(5) 支援を必要とする子ども等への支援について -----	45
(6) 安全・安心なまちづくりについて -----	46

第3章 第3期子ども・子育て支援事業計画	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策の展開	49
主要施策1 子育て家庭への支援の充実	50
主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり	53
主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備	57
主要施策4 子育てと仕事の両立支援	60
主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実	62
主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進	67
第4章 子ども・子育て支援法に定める事業計画	71
1 教育・保育の提供区域の設定	71
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	71
3 量の見込みと提供体制(確保方策)の考え方	71
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	72
5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	73
(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方	73
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	74
6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	84
(1) 教育・保育の質の向上に向けた取組	84
(2) 施設等利用給付の円滑な実施の確保	84
(3) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保	84
7 専門的な知識及び技術を要する支援	84
(1) 児童虐待防止対策の充実	84
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	86
(3) 障がい児施策の充実	86
(4) 子どもの貧困対策の充実	86
第5章 計画の推進体制	87
1 家庭、学校、地域、事業者、行政の役割	87
(1) 家庭の役割	87
(2) 学校等の役割	87
(3) 地域の役割	87
(4) 事業者の役割	88
(5) 行政の役割	88
2 計画内容と実施状況の公表	88
3 計画の達成状況の点検・評価	88

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

（1）計画の背景と趣旨

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を1期として市町村における策定が義務付けられた計画であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する必要があります。

本市では、令和2（2020）年3月に「第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定し、「未来の世代を地域とともに育むまち 柳井～『このまちにずっとすんでいたい！』子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～」を基本理念として、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいます。

第2期計画の期間が令和6（2024）年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、計画対象者の実態やニーズ等を踏まえつつ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする第3期計画を策定しました。

（2）計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国 の 基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、国の「健やか親子21」（第2次は令和6（2024）年度）は、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として、平成13（2001）年から展開されており、令和5（2023）年度以降は、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉等のより幅広い取組を推進しています。

さらに、本計画は、「第2次柳井市総合計画」（平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間）での個別計画として位置付け、「柳井市障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を含む。）」「第4次柳井市男女共同参画基本計画」「柳井市健康づくり計画（一部改訂版）」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

（3）計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とし、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

（4）計画の対象

本計画は、市内の全ての子どもとその家庭、地域、企業、行政等全ての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画において「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満とします。

2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方

「子ども・子育て支援法」をはじめとした子育てに関する法律については、以下のとおりです。

(1) 子ども・子育て支援について

【根拠法】子ども・子育て支援法第61条第1項

- ・国が定める基本指針に即して策定
- ・5年を1期とする。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について記載

【必須記載事項】

■教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定

■教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定

○地域子ども子育て支援事業一覧

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業
7. ファミリー・サポート・センター事業
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童健全育成事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

以下の3つは、[令和6年4月1日施行] 新規事業

- ・子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- ・児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- ・親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

以下の3つは、[令和7年4月1日施行] 新規事業

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・産後ケア事業

■教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方やその推進方策
- ・地域における教育・保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策を設定

【任意記載事項】

■基本理念

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載

■産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

■子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

■労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策

■地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 [令和4年4月追加]

- ・各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていく取組

■市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

■市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

■市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

- ・各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法

（2）次世代育成支援について

【根拠法】次世代育成支援対策推進法第8条第1項

- ・本計画は、「市町村行動計画」としても位置付けられている。
- ・令和17（2035）年3月31日まで、10年間延長する。

【次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要】

（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）

■改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

■改正の概要

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
(育児・介護休業法)
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の
推進・強化
(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法)
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
(育児・介護休業法)

（3）貧困対策について

【根拠法】子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項

- ・子どもの貧困対策に関する大綱や都道府県計画を勘案して作成
- ・子どもの貧困対策について記載

第2章 本市の現状と課題

1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

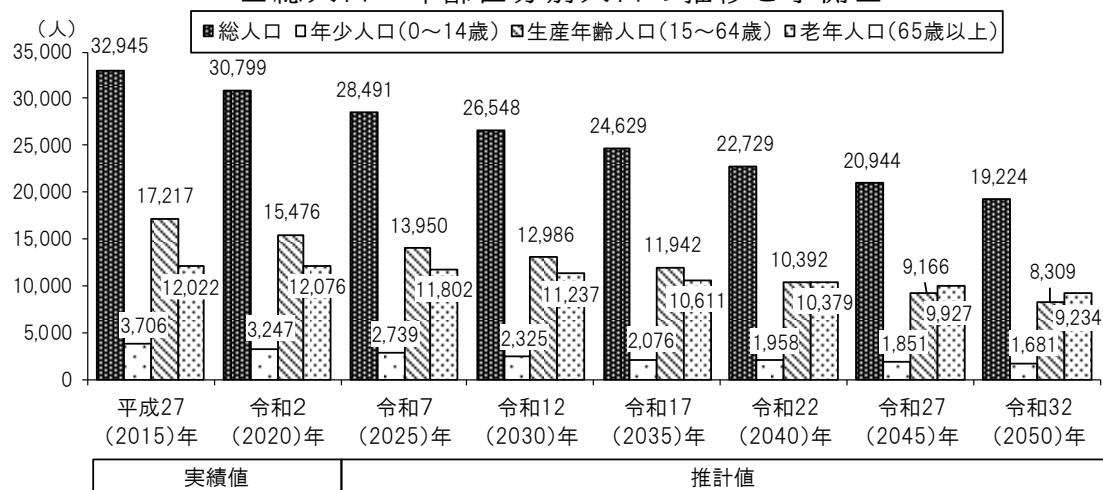
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

本市の総人口は、ほぼ一貫して減少しており、令和2（2020）年には、30,799人となりました。総人口は、今後も減少が見込まれています。

年齢区分別では、14歳以下の年少人口は、令和32（2050）年に1,681人にまで減少すると推計されます。65歳以上の老人人口は、令和2（2020）年の12,076人をピークに減少傾向で推移すると見込まれています。

令和32（2050）年には、高齢化率が48.0%になると推計されています。

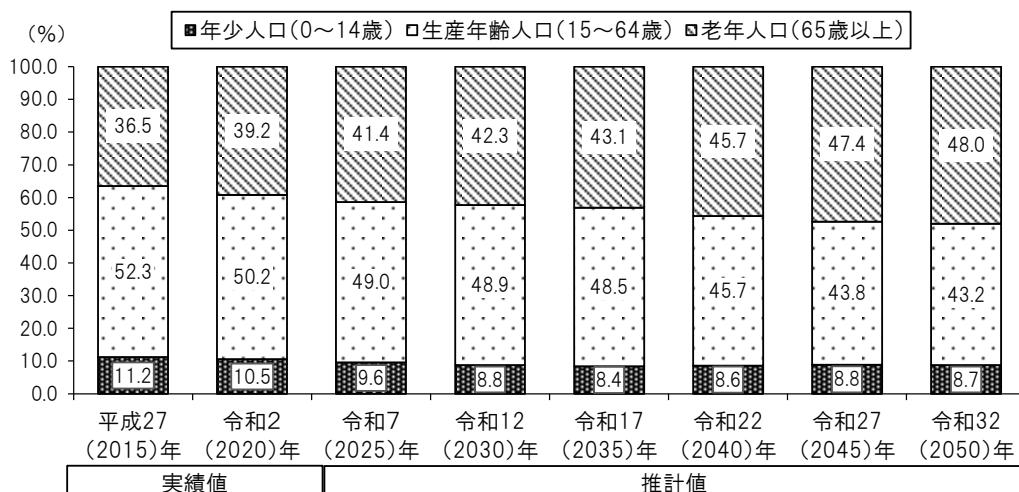
■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料：令和2（2020）年までの総人口は、国勢調査確定値。年齢区分別人口は年齢不詳補完値

令和7（2025）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所推計値

■年齢区分別人口の推移と予測■



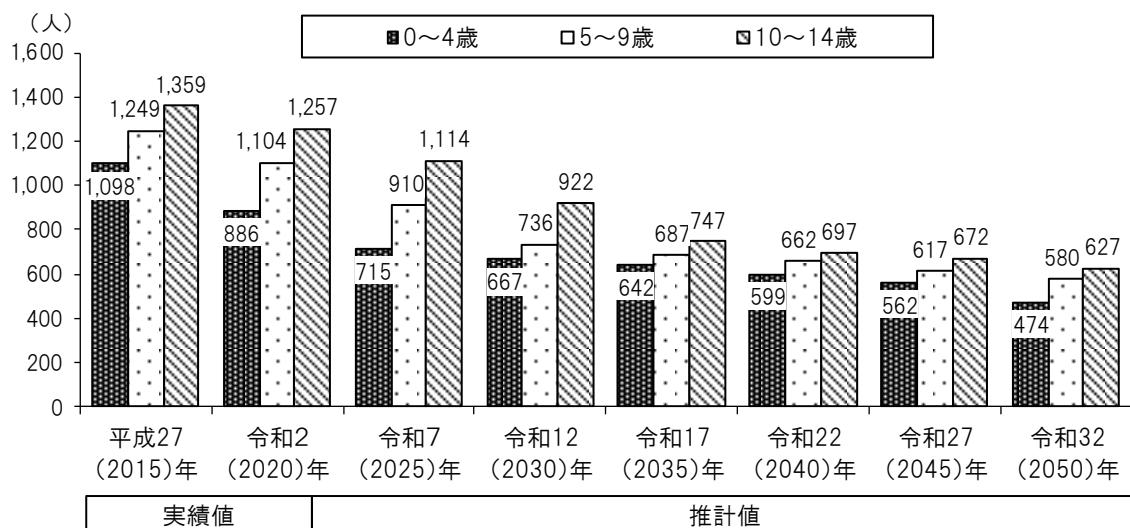
資料：令和2（2020）年までは国勢調査年齢不詳補完値による割合

令和7（2025）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

本市の令和2(2020)年の0～4歳人口は886人、5～9歳人口は1,104人、10～14歳人口は1,257人となっています。3つの年代とともに人口は、今後、一貫して減少すると推計されています。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■



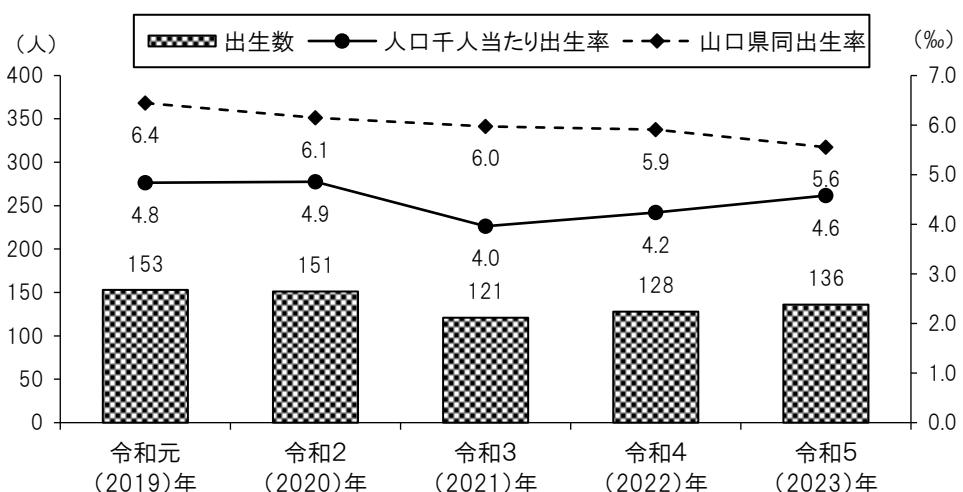
資料：令和2（2020）年までの年齢別人口は、国勢調査確定値。年齢区別人口は年齢不詳補完値
令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(3) 出生数と出生率

本市の出生数は、令和元（2019）年の153人から令和3（2021）年に121人まで減少しましたが、令和5（2023）年は136人となり、増加しています。

人口千人当たり出生率は、おおむね4.5%前後で推移していますが、各年ともに山口県に比べると低くなっています。

■出生数の推移■

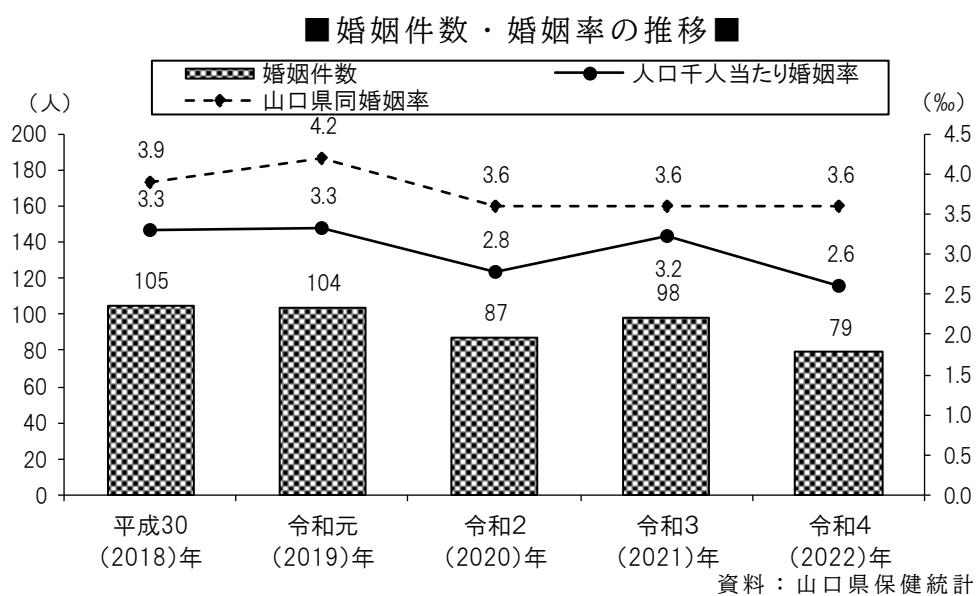


※数値は各年1月1日から12月31日までの合計
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(4) 婚姻件数・婚姻率

本市の婚姻件数は、平成 30（2018）年の 105 件から増減を繰り返しています。

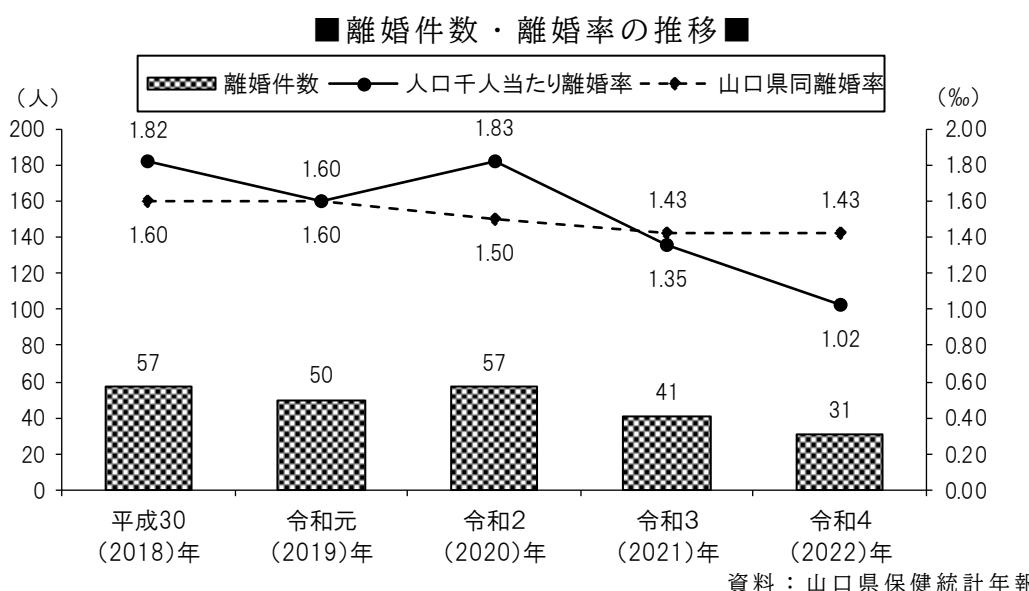
人口千人当たり婚姻率は、おおむね 3.0% 前後で推移していますが、各年ともに山口県より低くなっています。



(5) 離婚件数・離婚率

本市の離婚件数は、令和 2（2020）年の 57 件以降減少傾向で推移しています。

人口千人当たり離婚率は、平成 30（2018）年の 1.82% から令和 4（2022）年の 1.02% に減少しています。令和 3（2021）年以降の離婚率は、山口県を下回っています。

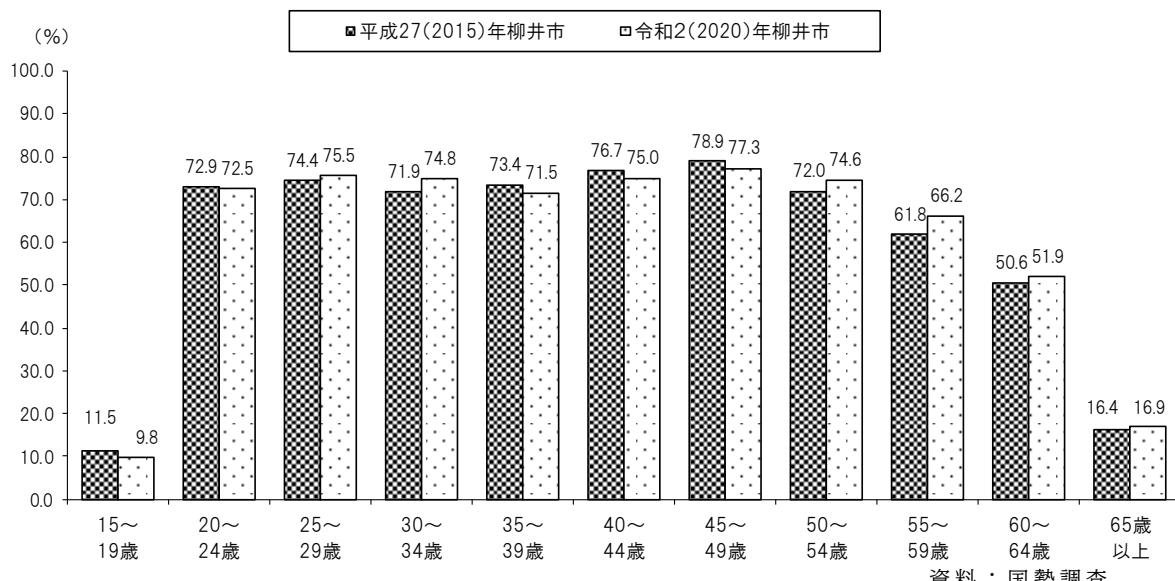


(6) 女性の就労状況

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけての女性の就業率は、大きな変化は見られません。

令和 2 (2020) 年について、山口県と比較すると、20 歳以降 49 歳までは高めとなっており、50 歳以降は低くなっています。

■女性の就業率の推移■



資料：国勢調査

■女性の就業率の推移■

(単位：%)

区分	令和2(2020)年 柳井市	令和2(2020)年 山口県	令和2(2020)年 全国
15～19 歳	9.8	14.1	14.2
20～24 歳	72.5	67.4	59.7
25～29 歳	75.5	73.9	68.9
30～34 歳	74.8	67.9	64.5
35～39 歳	71.5	70.8	64.9
40～44 歳	75.0	75.0	68.5
45～49 歳	77.3	76.8	70.6
50～54 歳	74.6	76.1	70.2
55～59 歳	66.2	71.7	68.0
60～64 歳	51.9	58.6	57.3
65 歳以上	16.9	17.9	18.1

資料：国勢調査

2 就学前児童の状況

(1) 就学前児童の保育形態

■就学前児童の保育形態■

(単位：人)

区分	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
幼稚園	117	128	108	100	81
公立保育所	60	59	61	59	52
私立保育所	611	623	622	600	568
認可外保育施設	9	6	5	9	9
在宅	354	315	271	223	205
就学前児童数 (計)	1,151	1,131	1,067	991	915

資料：就学前児童数は、各年3月末現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）

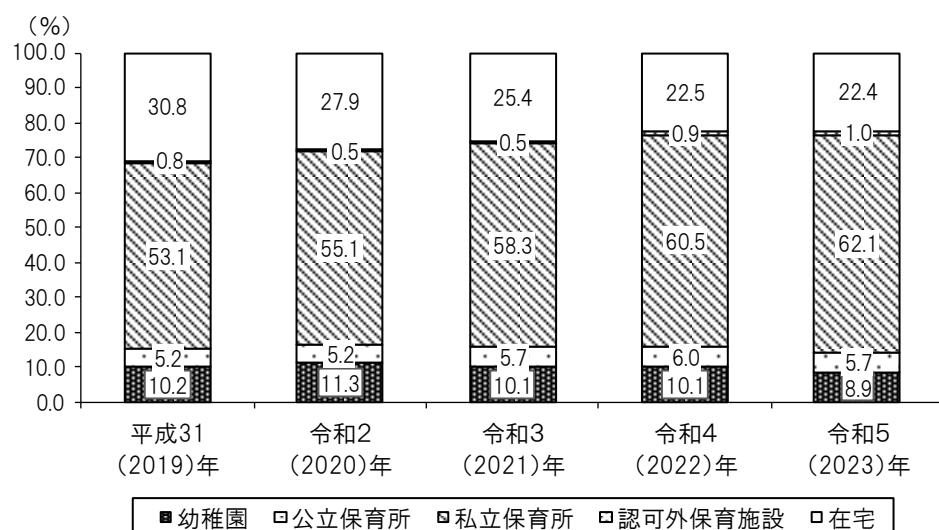
幼稚園児童数は、各年5月1日調査（管外施設利用者を含む。受託分を除く。）

令和元年（2019）年の幼稚園児童数は、平成31（2019）年として記載

保育所児童数は、各年4月1日調査（管外施設利用者を含む。受託分を除く。）

認可外保育施設児童数は、各年4月1日調査（市外からの入園児を除く。）

■就学前児童の保育形態割合■



■ 幼稚園 □ 公立保育所 □ 私立保育所 □ 認可外保育施設 □ 在宅

(2) 令和5(2023)年の就学前児童の年齢別保育形態

■就学前児童の保育形態（令和5（2023）年）■

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園	0	0	0	20	29	32
公立保育所	0	7	11	10	12	12
私立保育所	18	64	91	120	119	156
認可外保育施設	1	5	3	0	0	0
在宅	108	48	44	0	4	1
合計	127	124	149	150	164	201

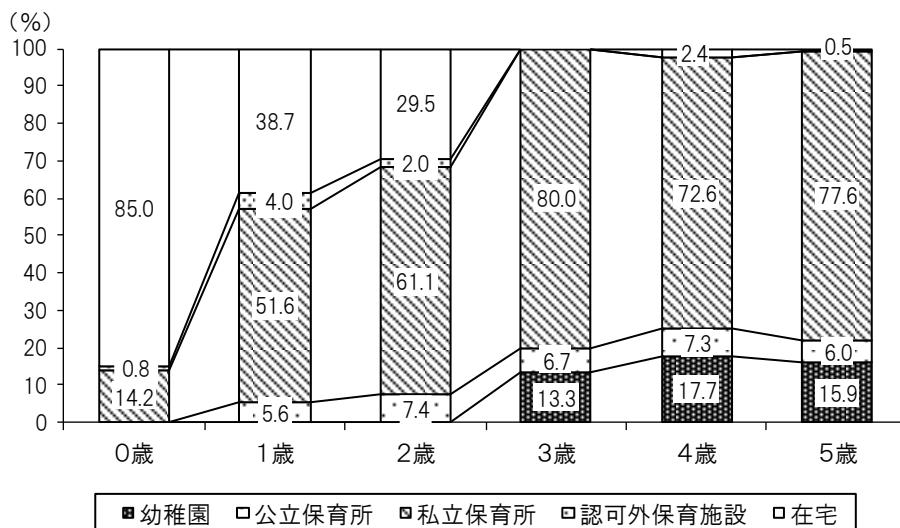
資料：就学前児童数は、3月末現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）

幼稚園児童数は、5月1日調査

保育所児童数は、4月1日調査

認可外保育施設児童数は、4月1日調査

■就学前児童の保育形態割合（令和5（2023）年）■



(3) 保育所、幼稚園、認可外保育施設の状況（市内）

① 保育所の状況【保育所数 11か所：公立2か所、私立9か所】

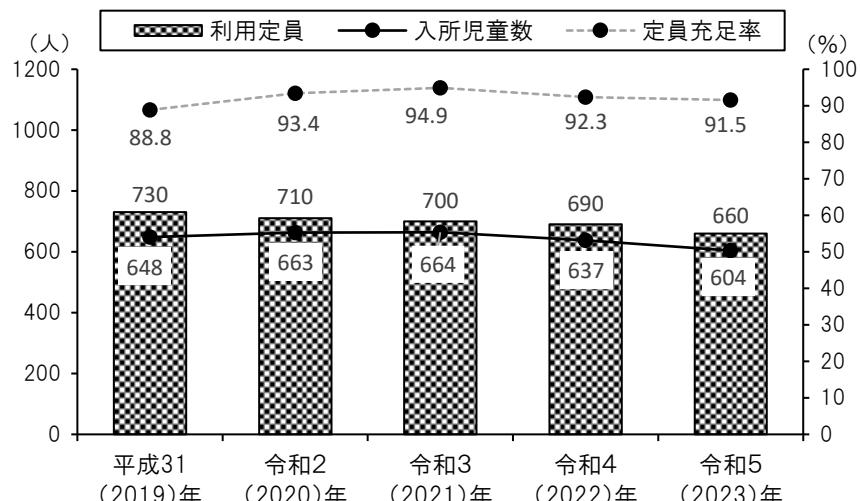
■ 入所児童数と待機児童数 ■

(単位：人)

区分	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
待機児童数	0	0	0	0	0
入所児童数	648	663	664	637	604

資料：入所児童は、各年4月1日現在（他市町との委託及び受託分を除く。）

■ 認可保育所利用定員、入所児童数と定員充足率 ■



資料：入所児童は、各年4月1日現在（他市町との委託及び受託分を除く。）

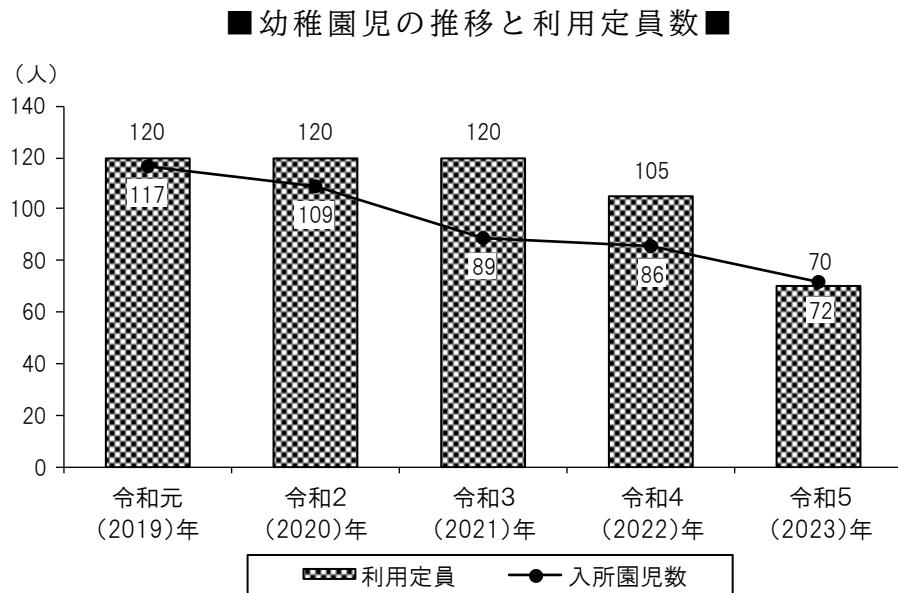
■ 認可保育所の地区別状況（令和5（2023）年4月1日現在） ■

(単位：人)

地区	施設名	設置者	利用定員	入所児童数	備考
柳井	ルンビニ保育園	(社福)文殊会	100	106(5)	
	ルンビニ第二保育園	(社福)文殊会	90	96(1)	
	放光保育園	(社福)放光福祉会	90	90(1)	
	若葉保育園	(社福)八波会	70	74(3)	
	羽仁保育園	(社福)羽仁保育園	50	54(4)	
日積	ひづみ保育園	(社福)ひづみ保育園	30	25(2)	
伊陸	伊陸保育園	(社福)最勝会	20	22(3)	
新庄	新庄保育園	(社福)新庄保育園	60	54(0)	
余田	余田保育園	(社福)余田保育園	60	60(10)	送迎バス有
伊保庄	柳井南保育所	柳井市	50	34(1)	
大畠	大畠保育所	柳井市	40	19(0)	
合計	11か所(公立2、私立9)		660	634(30)	

※入所児童数のうち（ ）は、市外からの入所数

② 幼稚園の状況【市内私立幼稚園2か所】



資料：各年5月1日調査（市外分を含む。）

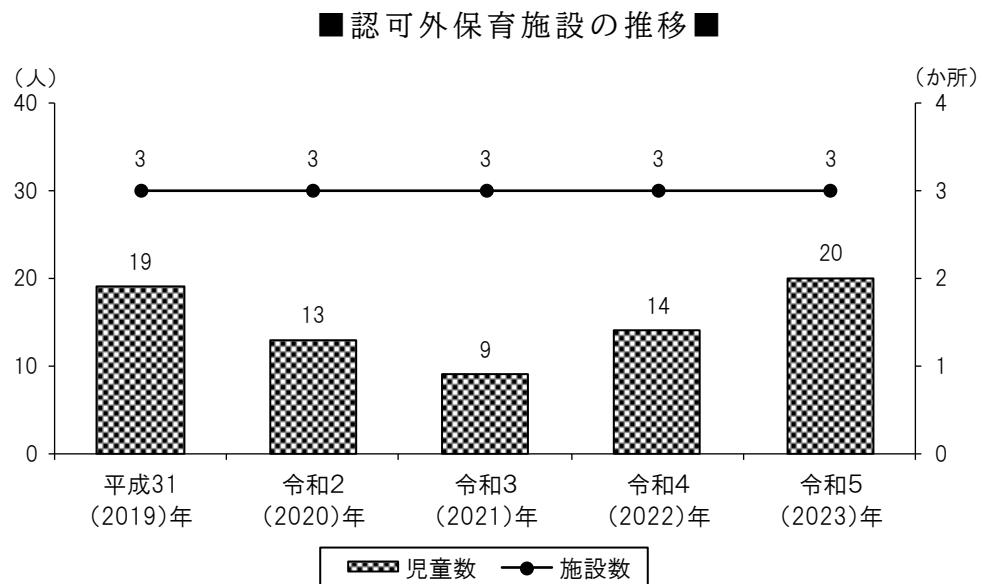
■ 幼稚園の地区別状況（令和5（2023）年5月1日現在） ■

（単位：人）

地区	施設名	設置者	利用定員	入所園児数
柳井	柳井幼稚園	(学)柳井幼稚園	35	41(2)
	柳美幼稚園	(学)柳井聖恵学園	35	31(1)
合計	私立2か所		70	72(3)

※（ ）は、市外からの入園児数
※柳井幼稚園は、令和6年3月31日休園

③ 認可外保育施設の状況



資料：各年4月1日調査（市外分を含む。）

■認可外保育施設の地区別状況（令和5（2023）年4月1日現在）■

（単位：人）

地区	施設名	施設種別	定員	入所児童数
柳井	JA 山口厚生連周東総合病院内たんぽぽ保育園	病院内保育	20	8(5)
柳井	双葉愛保育園	一般認可外	36	5(2)
伊保庄	国立病院機構柳井医療センターふたば保育園	病院内保育	25	7(4)

※（ ）は、市外からの入所数

(4) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、次の19の事業を実施することになります。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
- ⑮ 児童育成支援拠点事業【新規】
- ⑯ 親子関係形成支援事業【新規】
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業【新規】
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
- ⑲ 産後ケア事業【新規】

令和6(2024)年改正児童福祉法施行に伴い創設

令和7(2025)年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設

※⑭⑮⑯⑰⑲の事業は、努力義務に当たる事業です。

※⑱の事業は、令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化を図ります。また、令和8（2026）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

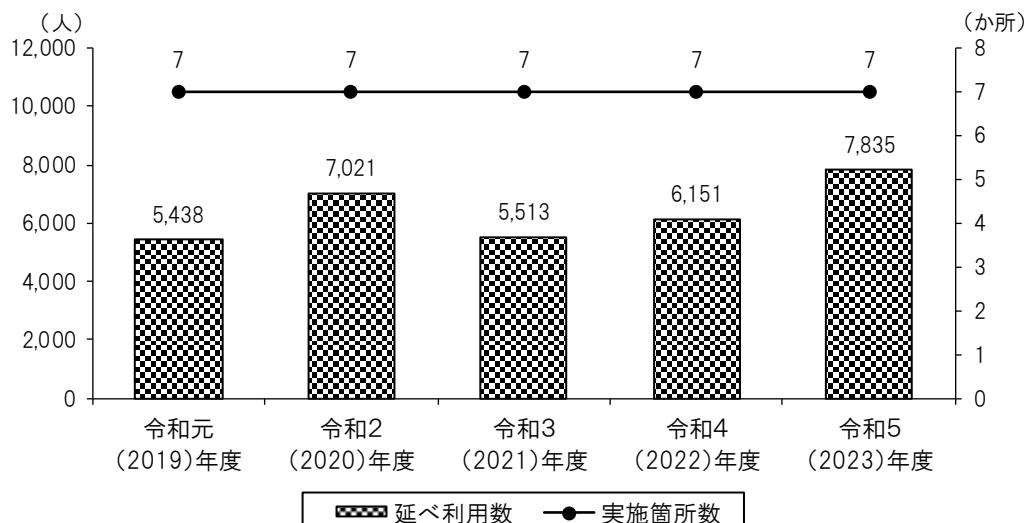
① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての情報提供、相談助言、その他の援助を行います。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の推移■



※延べ利用数は、子どもの人数

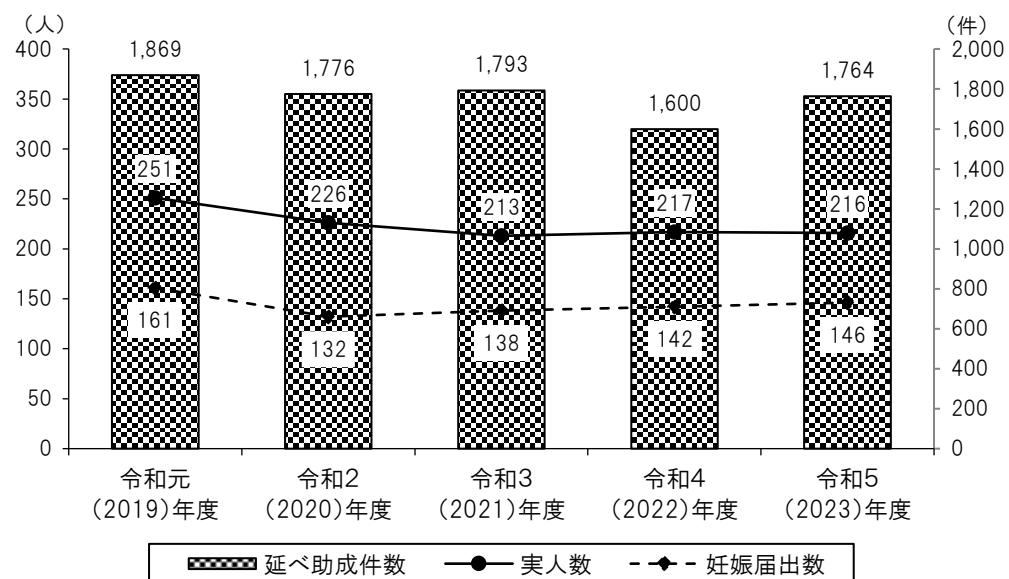
■地域子育て支援拠点事業の地区別状況（令和5（2023）年4月1日現在）■

地区	施設名	設置場所	実施形態	開設日数 (週)	開設時間 (1日)
柳井	ぞうさんよちよちクラブ	ルンビニ保育園	一般型	5日	6時間
	グリーンディ	若葉保育園	一般型	5日	6時間
	ひだまりクラブ	ルンビニ第二保育園	小規模型指定施設	5日	6時間
日積	ひづみ子育て支援センター トライアングル	ひづみ保育園	小規模型指定施設	5日	5時間
伊陸	伊陸子育て支援センター (遊ぼう・話そう)	伊陸保育園	小規模型指定施設	5日	6時間
伊保庄	ホットみなみ	柳井南保育所	小規模型指定施設	5日	5時間
大畠	大畠キッズステーション	大畠保育所	小規模型指定施設	5日	5時間

③ 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に医療機関の健康診査無料受診票（14回分・多胎妊婦の場合は、5回分を追加）を交付し、出産世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦と胎児の健康の確保と安全・安心な出産を支援します。

■妊婦健康診査事業の助成件数及び実人数の推移■



■受診率■

(単位：%)

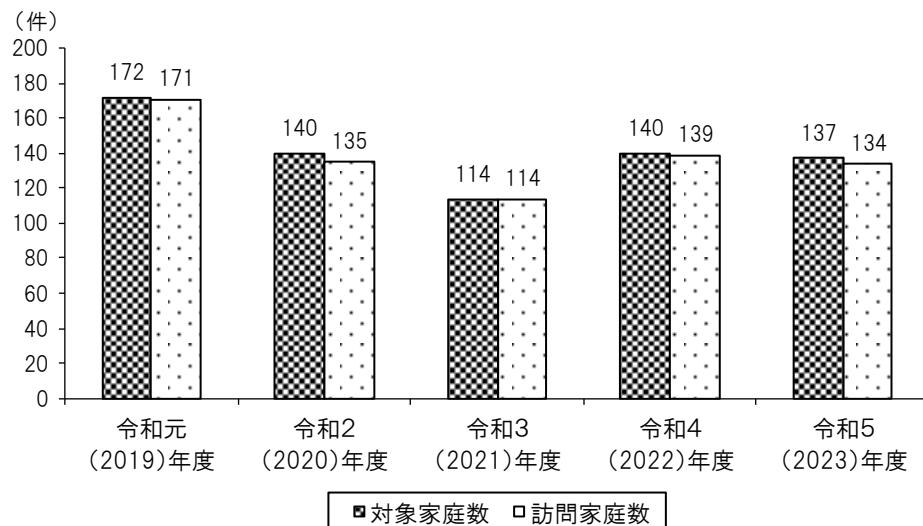
区分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
前期(1回目)	98.10	102.30	100.70	97.10	101.40
後期(11回目)	83.10	105.40	85.90	79.90	83.60

※令和5(2023)年度の後期は、12回目

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や様々な行政サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図ります。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問数の推移 ■

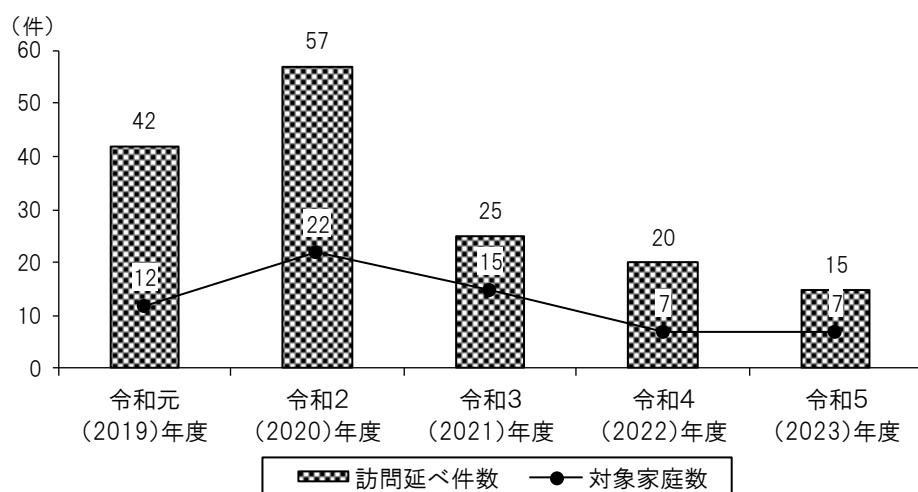


⑤ 養育支援訪問事業

● 養育支援訪問事業（専門的相談支援）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等の支援を行います。

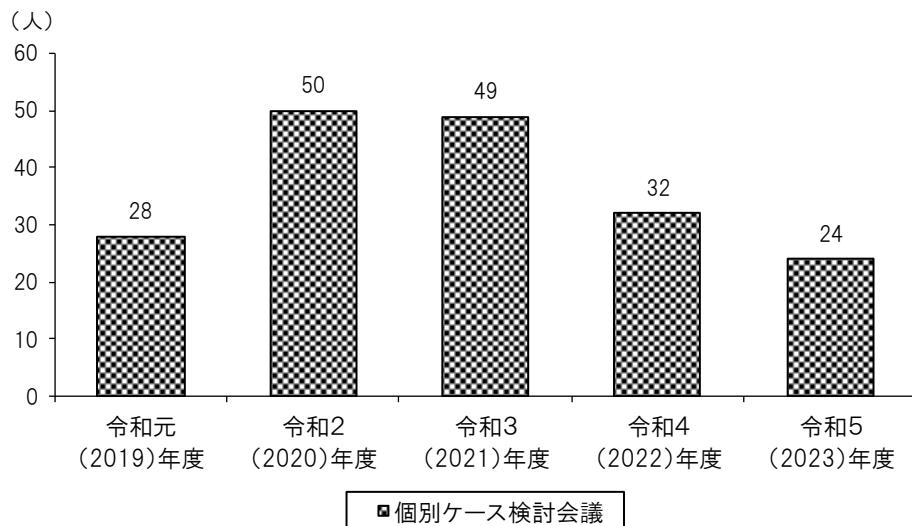
■ 専門的相談支援（保健師による家庭訪問）の推移 ■



● 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

教育・保健・福祉等の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童等対策地域協議会を設置し、要保護児童等を支援します。

■個別ケース検討会議の推移 ■



⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

● 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
委託施設	1 か所 (社福)共楽園	1 か所 (社福)共楽園	2 か所 (社福)共楽園 (社福)はるか	2 か所 (社福)共楽園 (社福)はるか	3 か所 (社福)共楽園 (社福)はるか (社福)防府海北園
対象家庭数	0 件	0 件	2 件	3 件	5 件
延べ利用児童数	0 人	0 人	32 人	12 人	44 人

● 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の事由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

○本市では、実施なし

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人と、行いたい人との相互の援助活動を連絡・調整し、急な残業や緊急時等における変動的・変則的な保育に対応することにより、就労者が仕事と家庭を両立させ、安心して働けるよう支援します。

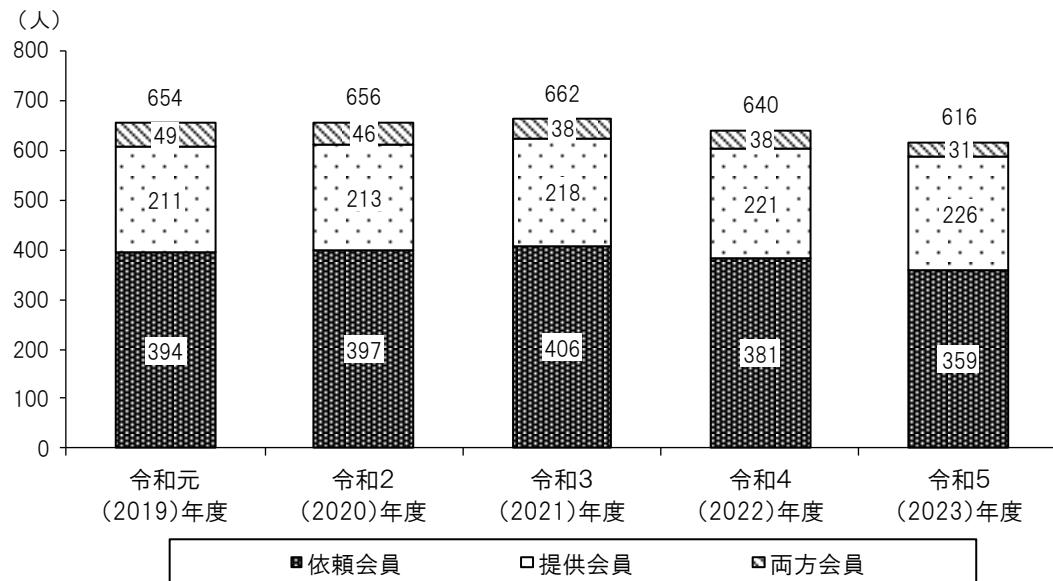
■ ファミリー・サポート・センター事業の推移 ■

(単位：人、件)

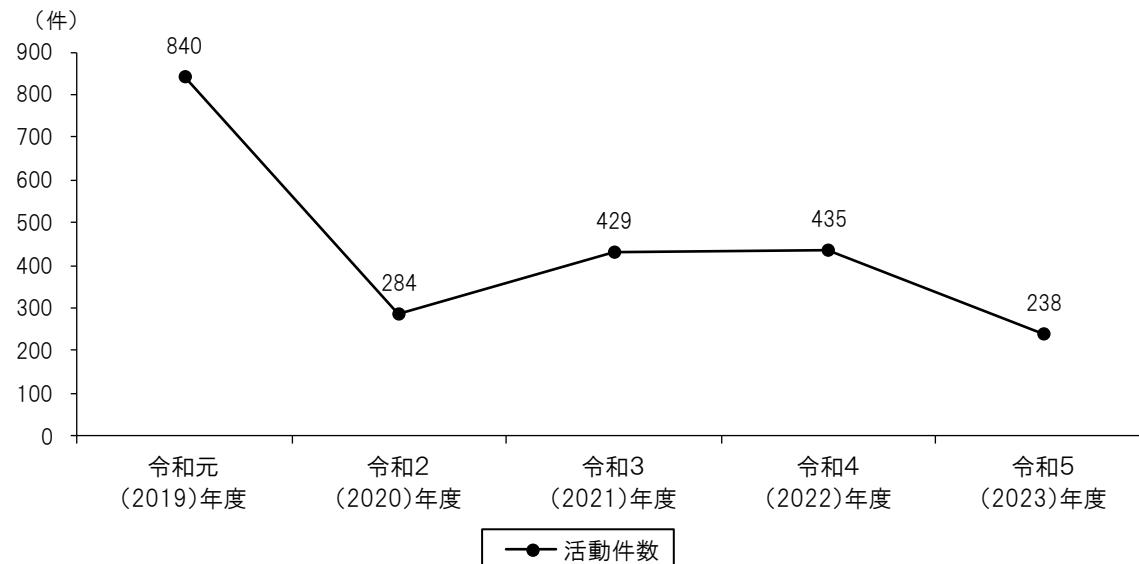
	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
依頼会員	394	397	406	381	359
提供会員	211	213	218	221	226
両方会員	49	46	38	38	31
合計	654	656	662	640	616
活動件数	840	284	429	435	238

※ファミリー・サポート・センター事業は、柳井市・田布施町・平生町の合同事業として実施
(会員数は各年度3月31日現在の1市2町の合計。活動件数は柳井市ののみ)

■ ファミリー・サポート・センター事業の推移（会員数） ■



■ ファミリー・サポート・センター事業の推移（活動件数）■



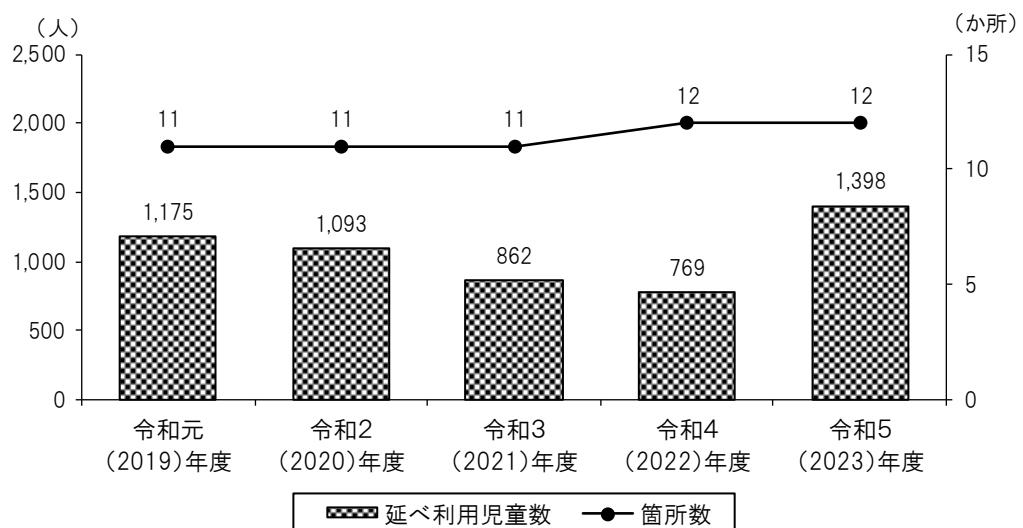
■ 令和5（2023）年度の活動実績状況(柳井市のみ) ■

区分	件数(件)
(1)保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	3
(2)保育施設までの送迎	12
(3)放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	8
(4)買物等外出の際の子どもの預かり	4
(5)放課後児童クラブの送迎	31
(6)子どもの習い事等の場合の援助	41
(7)保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	56
(8)自宅等への送迎	83
合計	238

⑧ 一時預かり事業

保護者の疾病等の事由により家庭における保育が一時的に困難になった場合に、保育所及び幼稚園において保育を実施することによって、子育て家庭を支援します。

■一時預かり事業の推移■



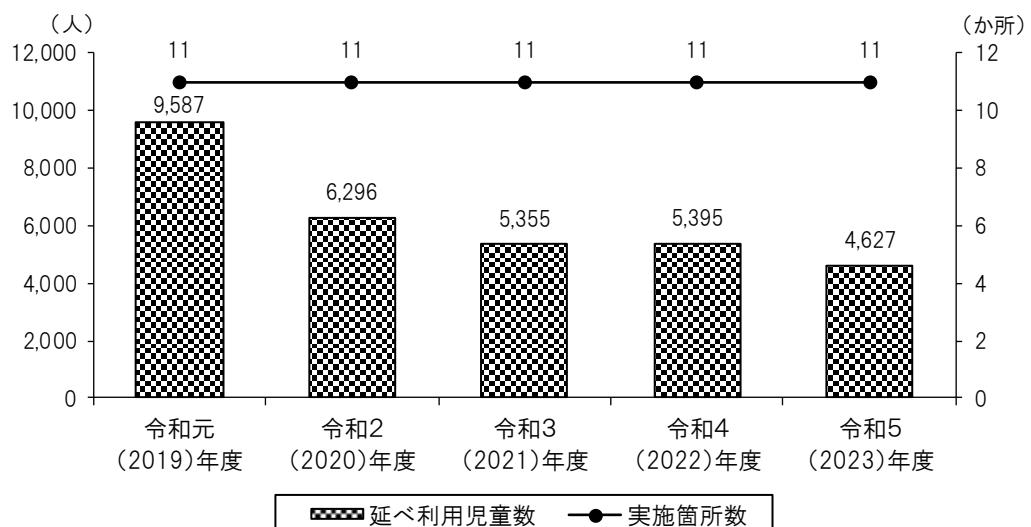
■一時預かり事業の地区別状況（令和5（2023）年度）■

地区	施設名	設置者	実績(件)
柳井	柳美幼稚園	(学)柳井聖恵学園	52
	ルンビニ保育園	(社福)文殊会	418
	ルンビニ第二保育園	(社福)文殊会	118
	放光保育園	(社福)放光福祉会	0
	若葉保育園	(社福)八波会	131
	羽仁保育園	(社福)羽仁保育園	213
日積	ひづみ保育園	(社福)ひづみ保育園	273
伊陸	伊陸保育園	(社福)最勝会	54
新庄	新庄保育園	(社福)新庄保育園	33
伊保庄	柳井南保育所	柳井市	0
大畠	大畠保育所	柳井市	5
余田	余田保育園	(社福)余田保育園	101
合計	保育所 11か所(公立2、私立9)、私立幼稚園 1か所		1,398

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常保育（11 時間）を超える保育需要に対応するため、30 分～1 時間程度の延長保育を実施しています。

■ 延長保育事業の推移 ■



■ 延長保育事業の地区別施設状況（令和5（2023）年4月現在） ■

地区	施設名	開所時間(11 時間)	延長を含めた開所時間
柳井	ルンビニ保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
	ルンビニ第二保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
	放光保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
	若葉保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
	羽仁保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
日積	ひづみ保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
伊陸	伊陸保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
新庄	新庄保育園	7 時～18 時	7 時～18 時30 分
余田	余田保育園	7 時～18 時	7 時～19 時
伊保庄	柳井南保育所	7 時30 分～18 時30 分	7 時～19 時
大畠	大畠保育所	7 時30 分～18 時30 分	7 時～19 時

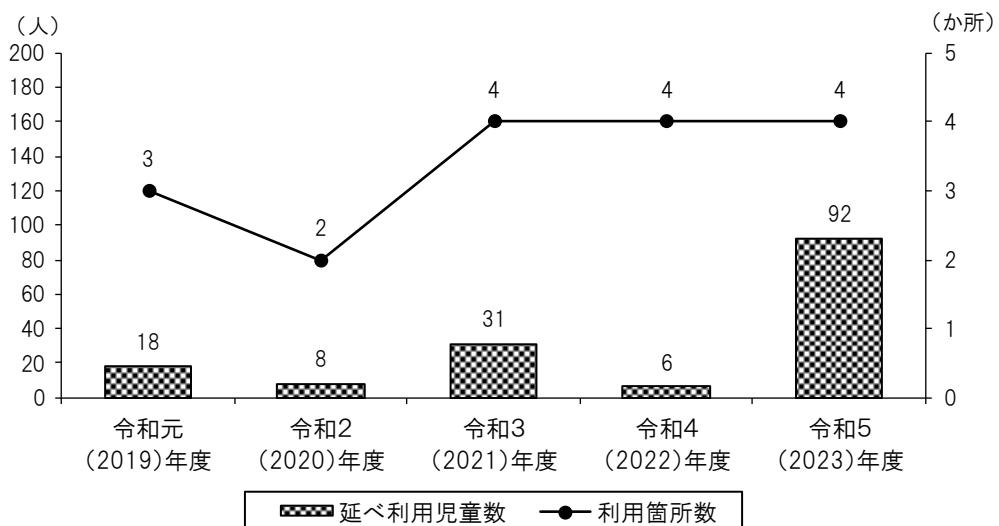
⑩ 病児・病後児保育事業

乳幼児や児童が病気又は病気回復期にあり、集団保育や家庭における保育が困難な場合に、一時的に当該児童等の保育を行います。

市内に事業実施施設はありませんが、平成28（2016）年度に、平生町、田布施町と共同で、平生町に病後児保育室「のびのび」を開設し、令和3（2021）年度からは、病児保育室「のびのび」として事業を実施しています。

あわせて、広島広域都市圏や山口県全域の市町と相互利用協定を締結し、病児・病後児保育事業の広域での利用を可能としています。

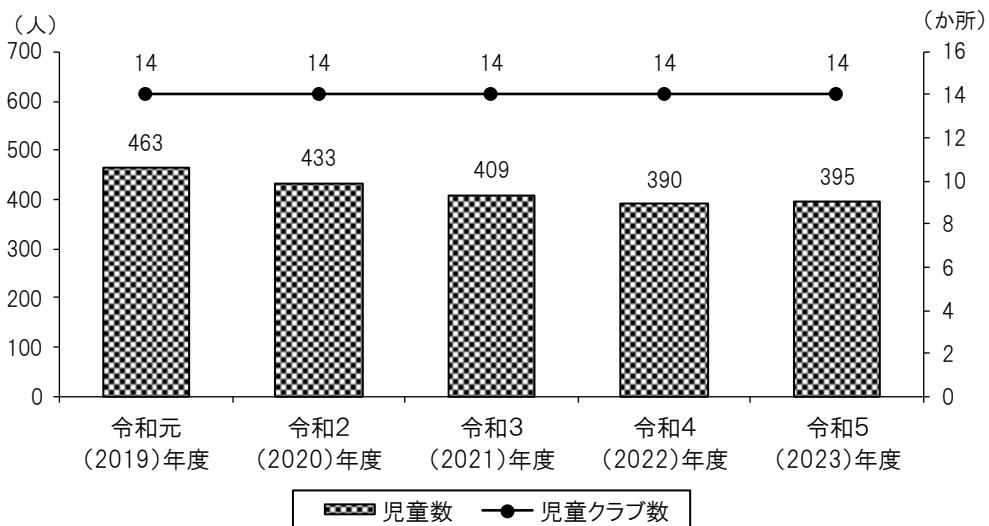
■病児・病後児保育事業の推移■



⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に学校の敷地内等で適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の不安解消と児童の健全な育成を図ります。

■放課後児童クラブの推移■



※児童数は、5月1日現在の登録児童数

■児童クラブの学校区別状況（令和6（2024）年度）■

地区	学校名	児童クラブ名	設置場所	運営方法	定員
柳井	柳井小学校	柳井 1 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	35人
		柳井 2 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	35人
		柳井 3 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	40人
	柳東小学校	柳東 1 児童クラブ	柳東小学校敷地内	直営	20人
		柳東 2 児童クラブ	柳東小学校敷地内	直営	40人
	柳北小学校	若葉児童クラブ	若葉保育園内	委託	25人
日積	日積小学校	ひづみ児童クラブ	ひづみ保育園内	委託	20人
伊陸	伊陸小学校	伊陸児童クラブ	伊陸公民館内	委託	20人
新庄	新庄小学校	新庄 1 児童クラブ	新庄小学校敷地内	直営	40人
		新庄 2 児童クラブ	新庄小学校敷地内	直営	40人
余田	余田小学校	余田児童クラブ	余田保育園内	委託	15人
伊保庄	小田小学校	小田児童クラブ	伊保庄北文化会館内	直営	20人
	柳井南小学校	柳井南児童クラブ	柳井南保育所敷地内	直営	10人
大畠	大畠小学校	大畠児童クラブ	大畠小学校敷地内	委託	40人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するものです。

○本市では、事業実施なし

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するものです。

○本市では、事業実施なし

3 ニーズ調査結果に見る本市の特徴

(1) 調査の概要

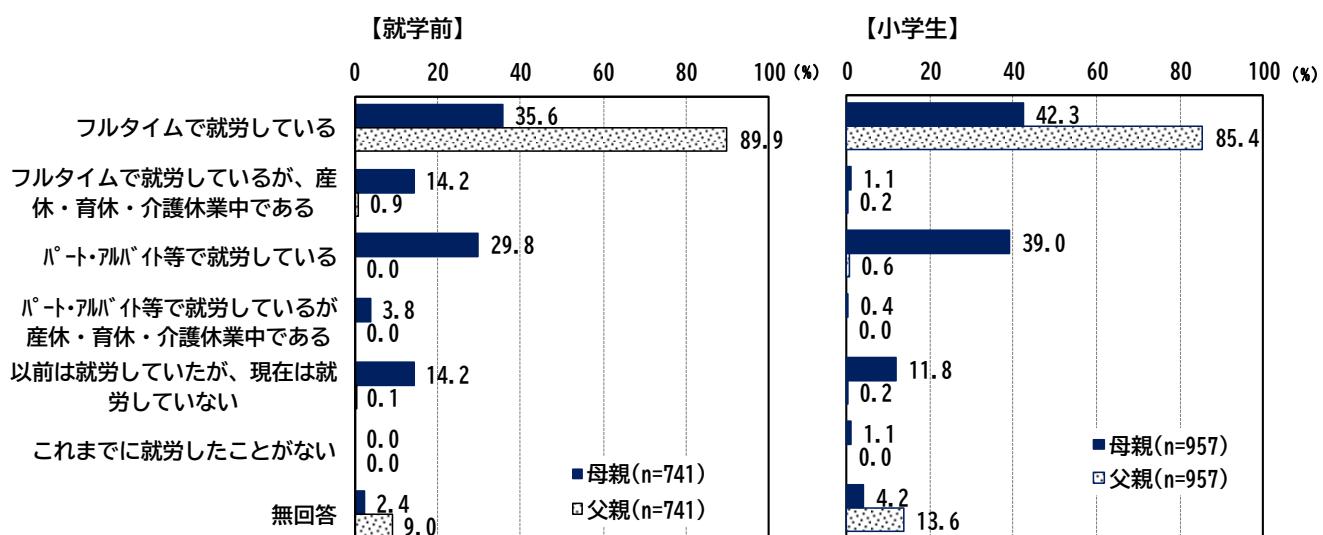
区分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1 調査対象者	市内に居住する就学前の全児童の保護者	市内に居住する全小学生の保護者
2 調査方法	・市内認可保育所・幼稚園を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収 ・WEB回答	・市内小学校を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収 ・WEB回答
3 調査期間	令和6（2024）年 3月1日～3月14日	令和6（2024）年 3月1日～3月14日
4 回収状況	配布数 1,059件（前回1,308件） 回答数 741件（前回1,047件） (アンケート用紙606件・WEB135件) 回収率 70.0%（前回80.0%）	配布数 1,278件（前回743件） 回答数 957件（前回657件） (アンケート用紙796件・WEB161件) 回収率 74.9%（前回88.4%）

（前回調査 平成30（2018）年12月3日～12月17日）

(2) 主要調査結果の概要

●母親の就労状況（就学前、小学生）

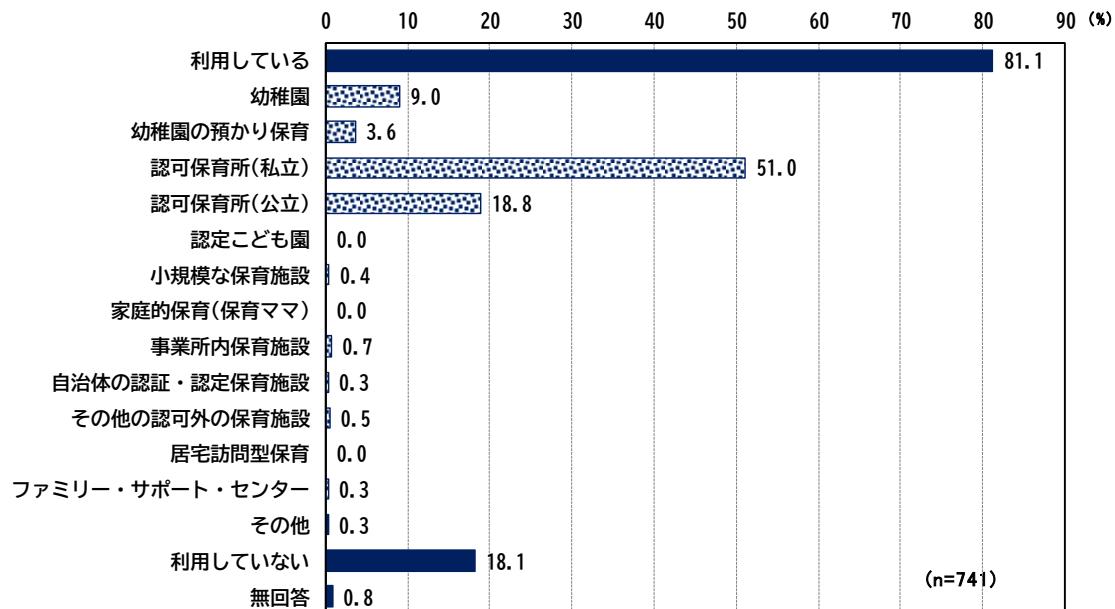
「フルタイムで就労している」は、就学前では35.6%（前回31.9%）ですが、小学生になると42.3%（前回35.6%）に増加しています。また、就学前では、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が14.2%られます。



●利用している定期的な幼稚園・保育所等のサービス

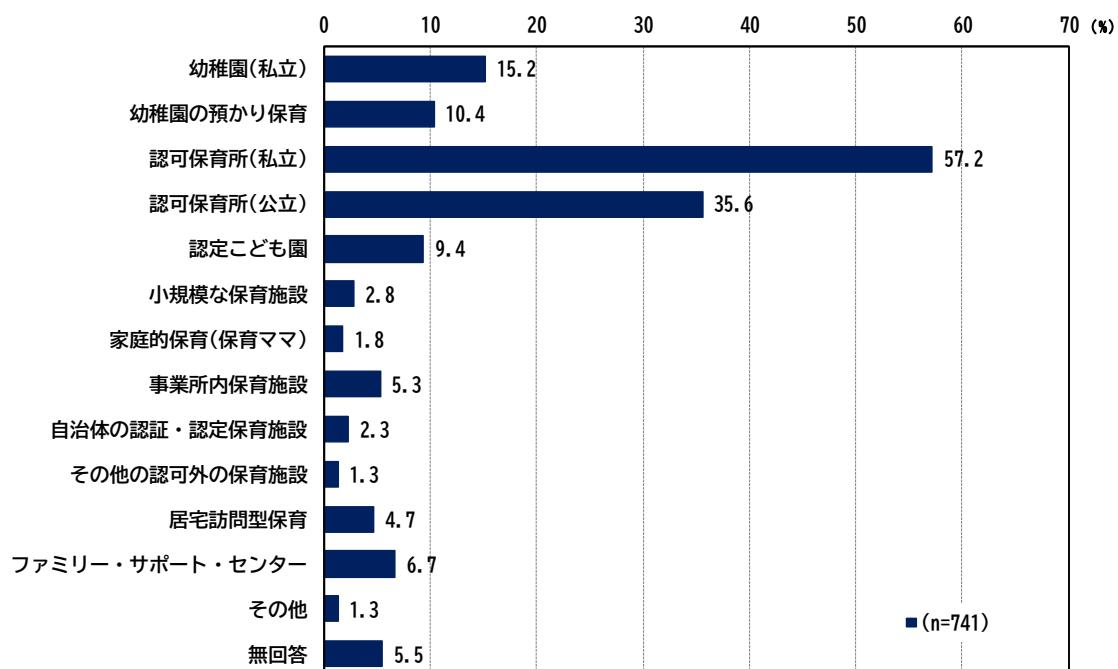
現在、幼稚園や保育所等の「定期的なサービス」を利用しているのは、平成30年度調査（以下「前回」という。）の78.3%から81.1%となり、2.8ポイント増加しています。

「定期的なサービス」の内訳としては、「認可保育所（私立）」が51.0%と最も多く、次いで「認可保育所（公立）」（18.8%）、「幼稚園」（9.0%）となっており、前回よりも「認可保育所」が増加しています。



●今後利用したい定期的な幼稚園・保育所等のサービス（就学前）

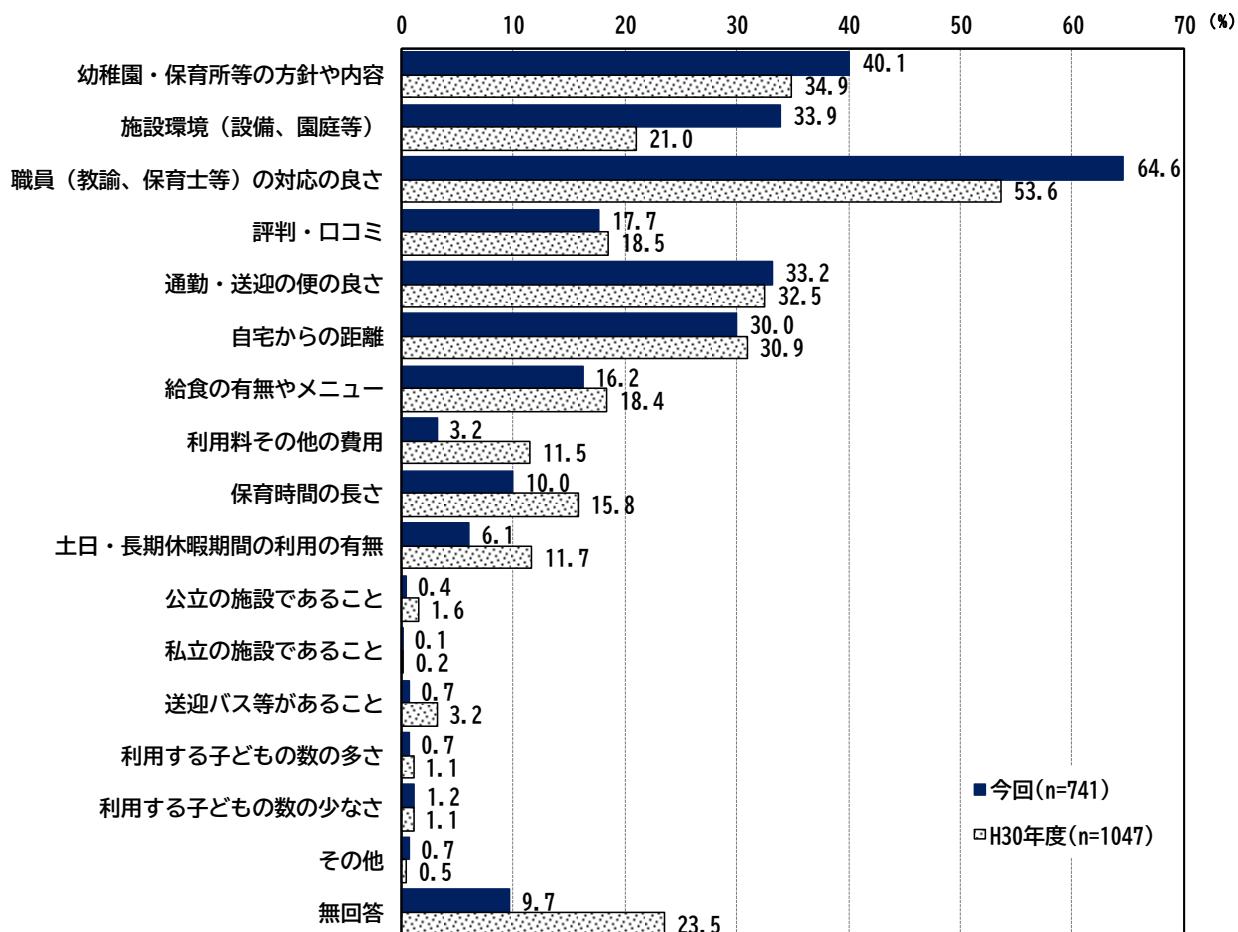
今後、利用したい定期的な幼稚園・保育所等のサービスとしては、「認可保育所（私立）」が57.2%と最も多くなっています。次いで「認可保育所（公立）」（35.6%）、「幼稚園（私立）」（15.2%）、「幼稚園の預かり保育」（10.4%）、「認定こども園」（9.4%）となっています。



● 教育・保育サービスを利用する際に重視すること（就学前）

利用する施設を選ぶ際に重視したいこととしては、「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」が 64.6% と最も多くなっています。次いで「幼稚園・保育所等の方針や内容」(40.1%)、「施設環境（設備、園庭等）」(33.9%)、「通勤・送迎の便の良さ」(33.2%)、「自宅からの距離」(30.0%) となっています。

前回と比べると、「施設環境（設備、園庭等）」(21.0%→33.9% : 12.9 ポイント増) や「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」(53.6%→64.6% : 11.0 ポイント増) の増加が大きくなっています。



● 就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前 5歳以上）

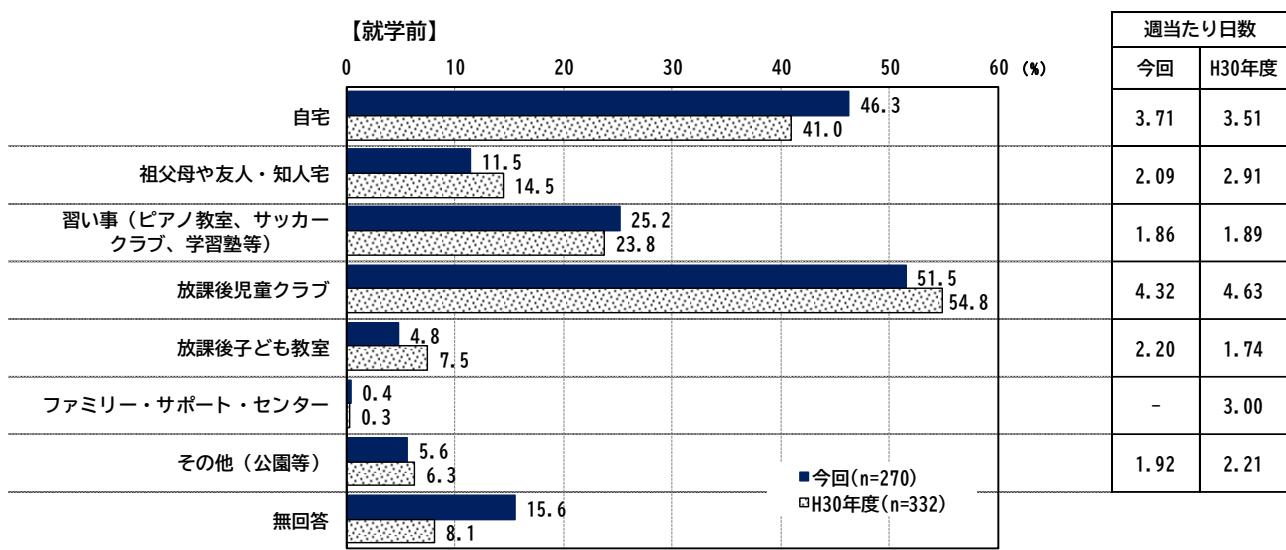
【小学校低学年（1～3年生）】

就学前児童が小学校低学年（1～3年生）になった時の放課後の過ごし方についてみると、「放課後児童クラブ」が 51.5% と最も多く、週当たり日数は 4.32 日、終了時間は 17 時 24 分となっています。

次いで「自宅」が 46.3%、週当たり日数は 3.71 日となっています。

3 番目は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が 25.2%、週当たり日数は 1.86 日となっています。

前回との比率の差が見られますが、傾向としては、大きな変化は見られません。



	今回	H30年度
放課後児童クラブの終了時刻	17:24	17:35

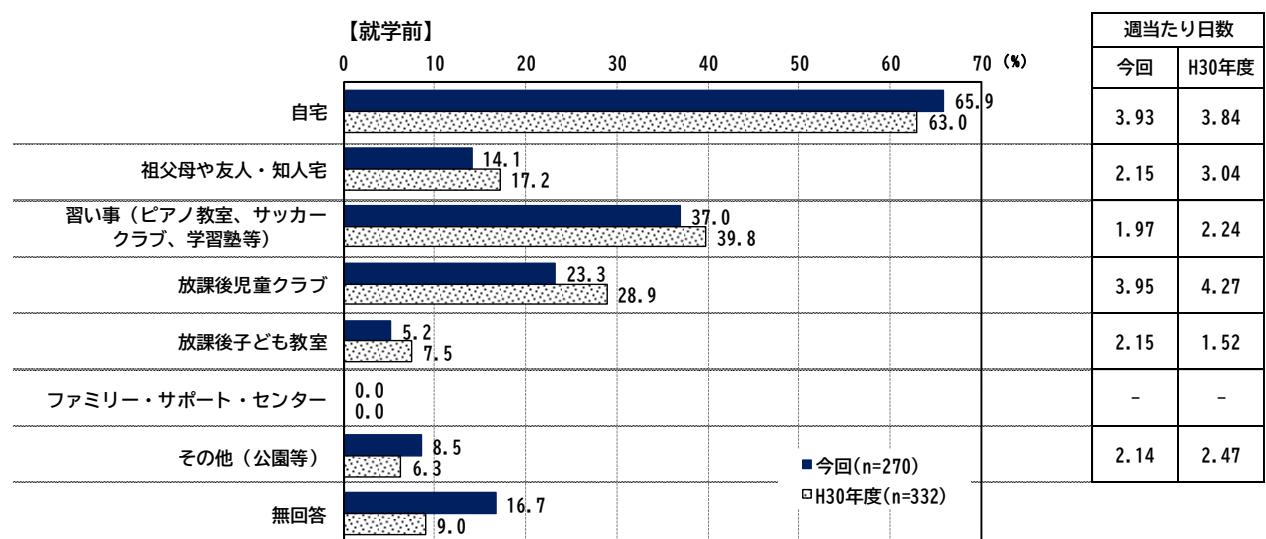
【小学校高学年 (4 ~ 6 年生)】

就学前児童が小学校高学年 (4 ~ 6 年生) になった時の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が 65.9% と最も多くなり、週当たり日数は 3.93 日となっています。

次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が 37.0%、週当たり日数は 1.97 日となっています。

3 番目は、「放課後児童クラブ」が 23.3%、週当たり日数は 3.95 日、終了時間は 17 時 36 分となっています。低学年での利用意向率 51.5% と比べると、28.2 ポイント少なくなっています。

前回との比率の差が見られますが、傾向としては、大きな変化は見られません。



	今回	H30年度
放課後児童クラブの終了時刻	17:36	17:41

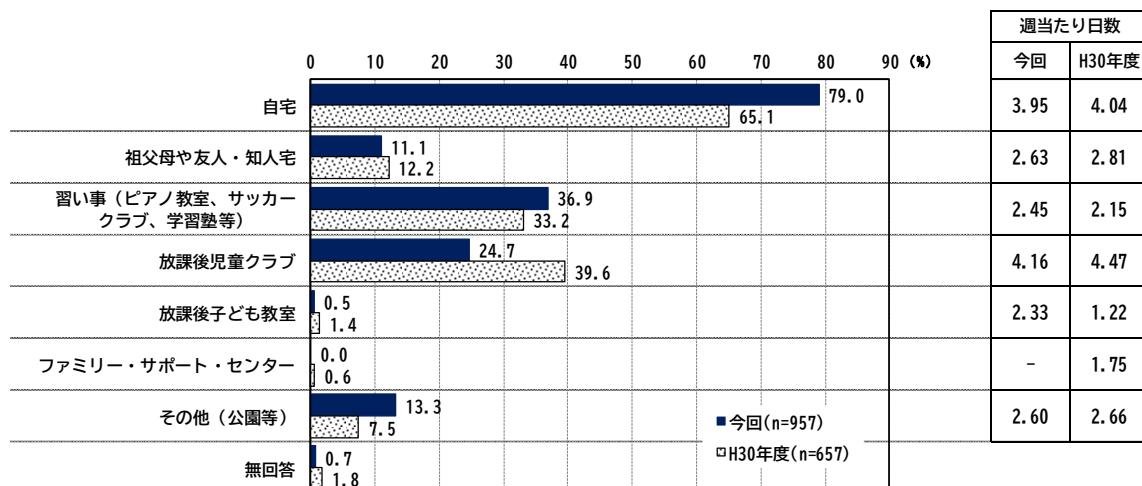
● 小学生の現在の放課後の過ごし方（小学生）

小学生の現在の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が 79.0% と圧倒的に多く、週当たり日数は 3.95 日となっています。

次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が 36.9%、週当たり日数 2.45 日となっています。

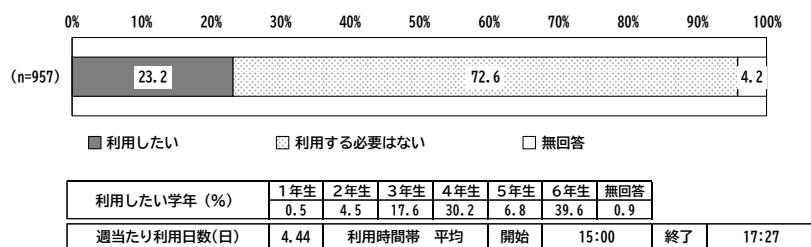
3 番目は、「放課後児童クラブ」が 24.7%、週当たり日数は 4.16 日となっています。

前回と比べると、「自宅」は 65.1% から 79.0% に、13.9 ポイント増加し、「放課後児童クラブ」は 39.6% から 24.7% に、14.9 ポイント減少しています。



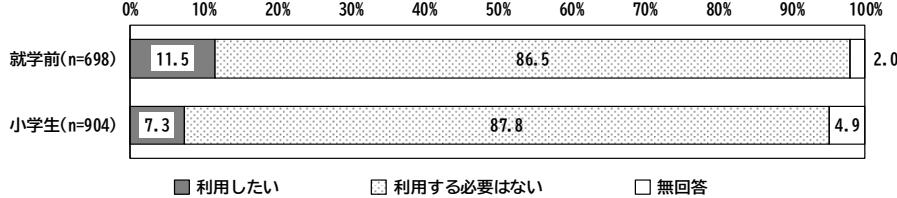
● 放課後児童クラブの今後の利用意向（小学生 平日）

放課後児童クラブの今後の利用意向は、平日では、「利用したい」が 23.2%、このうち「6 年生まで利用したい」が 39.6% となっています。週当たり日数は 4.44 日、開始時刻は 15 時、終了時刻は 17 時 27 分となっています。



● ファミリー・サポート・センターの利用状況について（就学前、小学生）

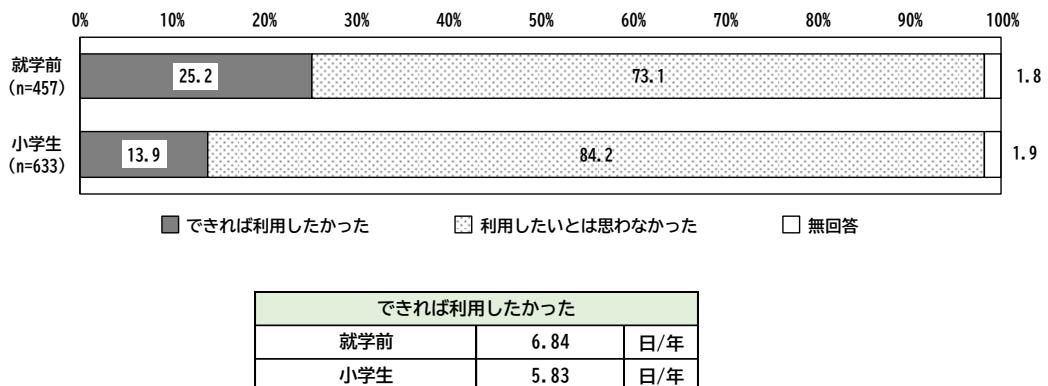
ファミリー・サポート・センターを利用したことがない人の今後の利用意向をみると、「利用したい」は、就学前で 11.5%、小学生で 7.3% となっています。



	月当たり利用回数	1 回当たりの時間
就学前	2.68 回/月	2.61 時間
小学生	3.12 回/月	2.84 時間

● 病児・病後児保育等の利用意向（就学前、小学生）

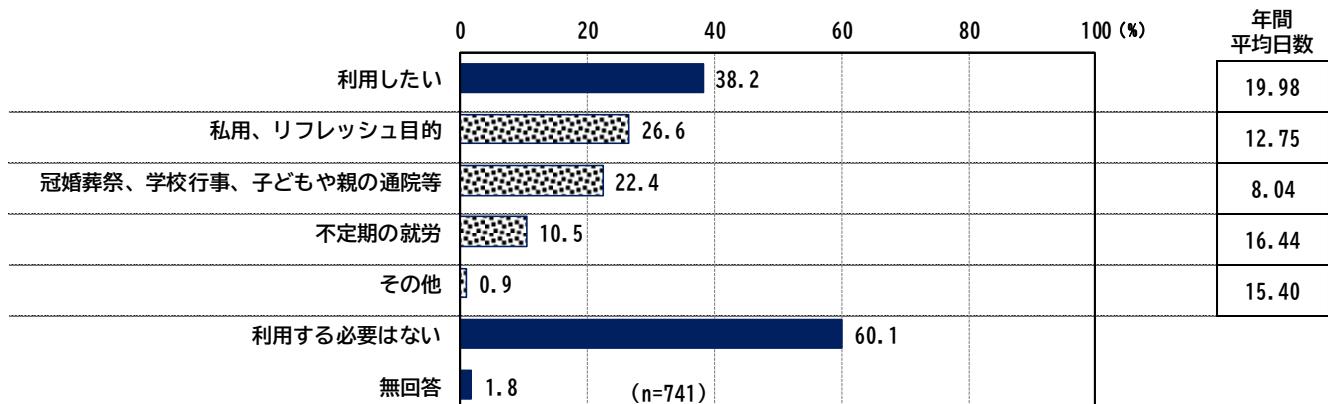
父親又は母親が休んだ際に、病児・病後児保育等を「できれば利用したかった」は就学前で 25.2%、年間 6.84 日、小学生で 13.9%、年間 5.83 日となっています。



● 一時預かり等のサービスを利用したい目的（就学前）

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり等のサービスの利用意向をみると、「利用したい」は 38.2%、その年間平均日数は 19.98 日となっています。

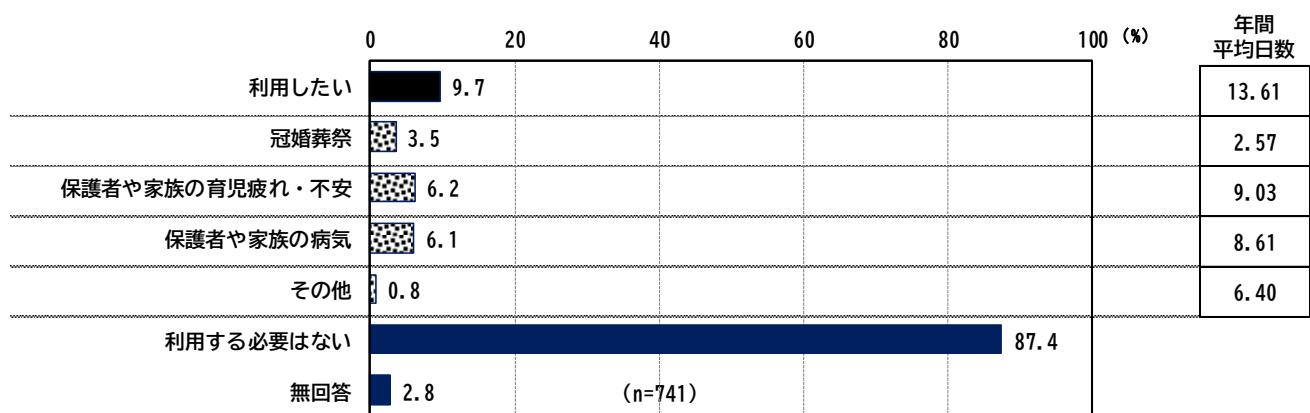
【就学前】



● 短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向（就学前）

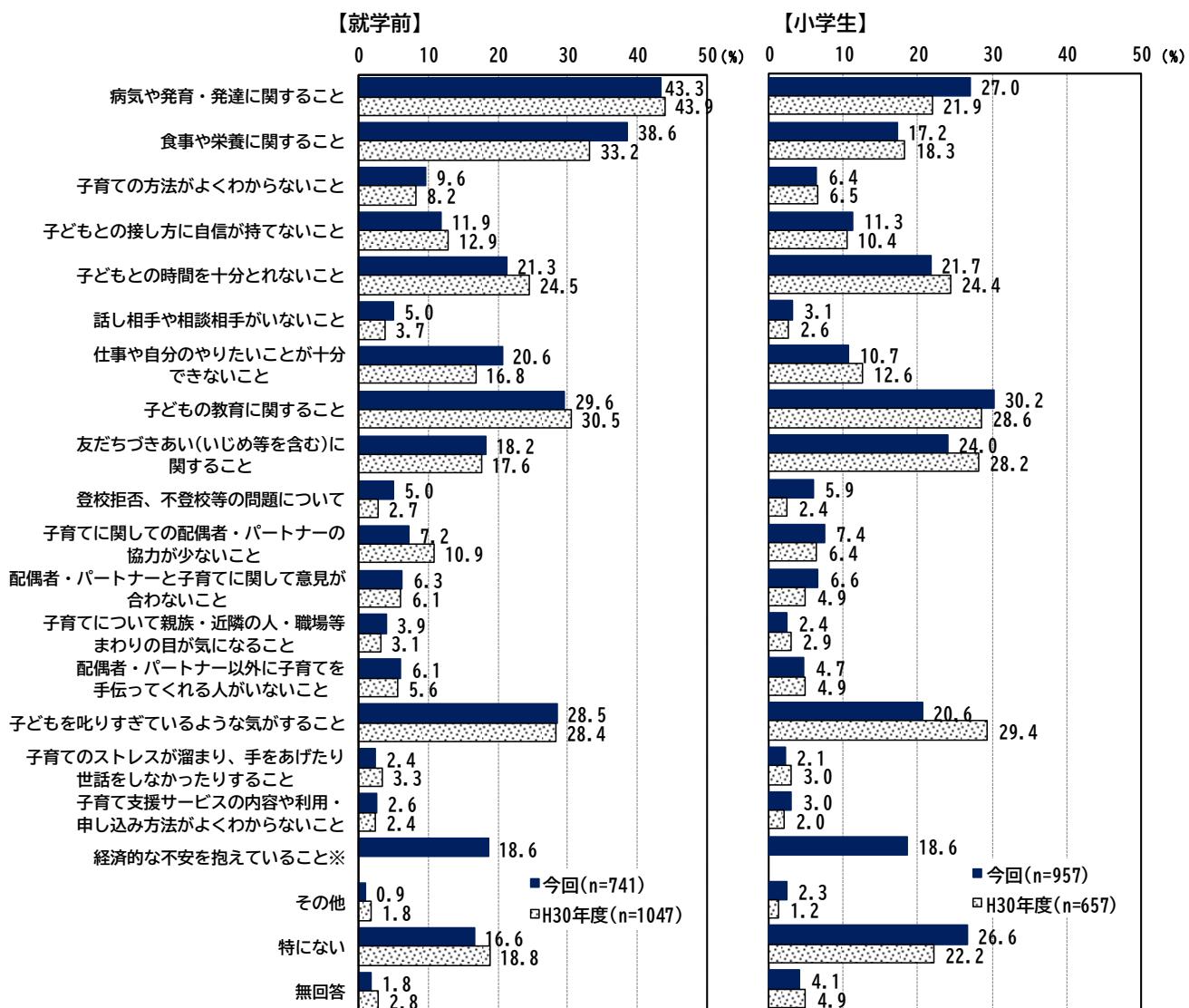
短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望についてみると、「利用したい」は 9.7%、年間平均日数は 13.61 日となっています。

【就学前】



●子育てに関する不安や悩み（就学前、小学生）

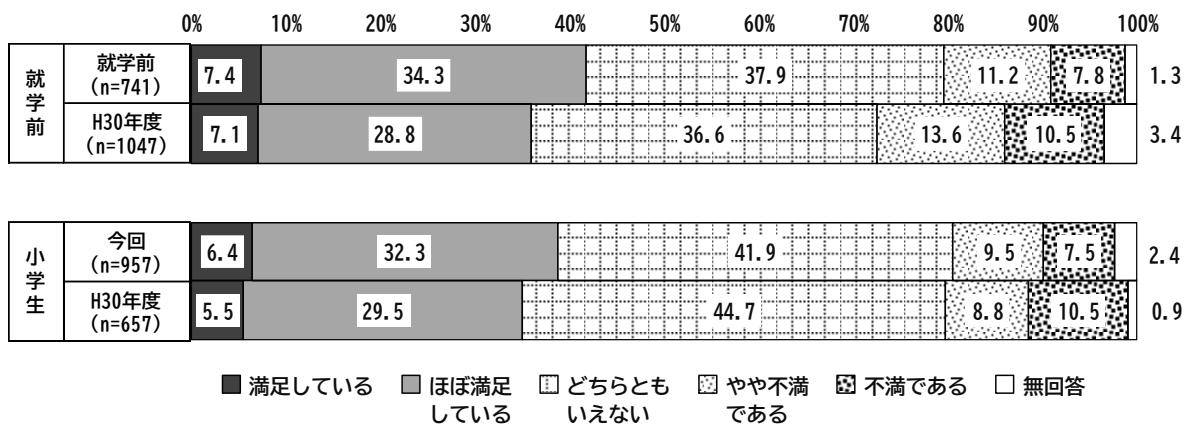
子育てに関する不安や悩みとしては、就学前、小学生とも、病気や発育・発達、教育に関すること、叱りすぎ、子どもとの時間が共通して多く挙げられています。これらに加えて、就学前では「食事や栄養に関すること」、小学生では「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が上位にランクされています。前回に比べると、就学前では「食事や栄養に関すること」(33.2%→38.6%)の増加、小学生では「子どもを叱りすぎているような気がすること」(29.4%→20.6%)の減少が他の項目に比べて大きくなっています。



(注) ※印は、今回調査から追加した

●子育て環境や支援に対する満足度（就学前、小学生）

本市の子育て環境や支援について、満足率（「満足している」+「ほぼ満足している」）をみると、就学前では前回の35.9%から41.7%に5.8ポイント増加し、小学生では35.0%から38.7%に3.7ポイント増加しています。



●充実してほしい支援策（就学前、小学生）

子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることとしては、就学前、小学生とも1～4位までの上位項目は、共通しています。第5位には、就学前では「保育所(園)や幼稚園にかかる出費負担の軽減」、小学生では「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対する改善への働きかけ」がランクされています。

前回と比べると、就学前では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対する改善への働きかけ」の増加が目立ちます。

就 学 前	
子連れでも出かけやすく楽しめる場所	75.7%
安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備	49.9%
親子でも楽しめるイベントの開催	44.1%
親子が安心して集まれる身近な場	40.1%
保育所(園)や幼稚園にかかる出費負担の軽減	38.5%
小 学 生	
子連れでも出かけやすく楽しめる場所	50.5%
安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備	50.3%
親子でも楽しめるイベントの開催	30.4%
親子が安心して集まれる身近な場	29.0%
残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対する改善への働きかけ	24.6%

4 第2期計画の検証と評価

主要施策1 子育て家庭への支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

関連事業	検証と評価
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	新規利用者は減少傾向にあるため、利用者拡大に向け、周知を図る必要があります。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	ファミリー・サポート・センターは相互援助活動の重要な事業ですが、会員数は減少傾向にあるため、広報や交流会等を通じて、周知を図る必要があります。
病児保育事業	平生町・田布施町と共同実施や他市施設を利用していますが、より利用しやすい体制を整備する必要があります。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	ショートステイについては3か所委託して実施していますが、認知度が低いため、制度を周知していく必要があります。
民生委員・児童委員、主任児童委員	年間4,000件近い相談支援を行っていますが、地域社会や生活環境の変化に伴い、相談内容が多様化、複雑化しており、それらへの対応が求められています。
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	相談の場としてのやなでこ相談室を周知していく必要があります。また、個別ニーズの把握に努め、必要なサービス等を対象者が円滑に利用できるよう支援していく必要があります。

(2) 経済的負担の軽減

関連事業	検証と評価
児童手当	制度を広く周知していく必要があります。
乳幼児・子ども医療費の助成事業	保育料の完全無償化について、周知していく必要があります。
保育料の軽減	制度を広く周知していく必要があります。
多子世帯副食費軽減事業	今後の事業継続のためにも、本事業の不妊に悩む夫婦への周知状況について把握する必要があります。
不妊治療費助成事業	妊娠中の歯科健診受診率について、受診率が向上するように妊娠届出時の声掛けやPR等を実施していく必要があります。
妊婦健康診査事業	

(3) 相談体制、情報提供の充実

関連事業	検証と評価
教育相談体制の充実	不登校等の課題について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的・計画的に派遣する必要があります。
青少年相談事業	各学校、支援団体等と連携を密にし、複雑化する相談内容に迅速に対応する必要があります。
家庭児童相談室	家庭内の問題の多様化により子育て等の相談ケースが複雑化しているため、相談内容を的確に把握し、関係機関と連携を取りながら、適切に対応する必要があります。
子育て支援ポータルサイト	新規情報の追加や定期的な更新等情報提供体制を整備する必要があります。
DV相談体制の充実	DV相談への対応には、専門的な知識を要するため、職員のスキルアップが必要です。また、相談に迅速かつ適切に対応するため、関係箇所との連携強化に努める必要があります。
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（再掲）	新規利用者は減少傾向にあるため、利用者拡大に向け、周知を図る必要があります。
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）（再掲）	相談の場としてのやなでこ相談室を周知していく必要があります。また、個別ニーズの把握に努め、必要なサービス等を対象者が円滑に利用できるよう支援していく必要があります。

■ 主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子21） ■

(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

関連事業	検証と評価
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付時が保健指導を行う重要な機会となっているため、保健指導者の専門的な知識及び技術の向上が必要です。
ハイリスク妊婦訪問	電話対応だけで訪問につながらない事例があるため、ハイリスク妊婦への継続的、包括的な支援体制が必要です。
母子保健推進協議会	保健センターと連携し、地域における子育てイベントの周知と、要支援者の見守り強化を継続して行う必要があります。
ママ・パパ教室（マタニティクラス）	積極的な参加の勧奨や周知方法を検討していく必要があります。
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）（再掲）	相談の場としてのやなでこ相談室を周知していく必要があります。また、個別ニーズの把握に努め、必要なサービス等を対象者が円滑に利用できるよう支援していく必要があります。

不妊治療費助成事業 (再掲)	今後の事業継続のためにも、本事業の不妊に悩む夫婦への周知状況について把握する必要があります。
妊娠健康診査事業（再掲）	妊娠中の歯科健診受診率について、受診率が向上するよう妊娠届出時の声掛けやPR等を実施していく必要があります。

(2) 親子の健康への支援

関連事業	検証と評価
乳幼児健康相談・栄養相談	少人数制で時間を分けて開催しているため、親同士の交流の機会を設けることについて検討していく必要があります。
離乳食セミナー	子育てに対する不安軽減や知識の習得につながるよう、本セミナー参加への周知・勧奨を行っていく必要があります。
歯科保健	年齢が上がるにつれ、むし歯保有児数の増加が見られ、保育園等での歯科保健予防教育の実施やフッ化物応用の普及啓発をしていく必要があります。
1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、5歳児歯科健康診査	未受診者への勧奨を行っても受診につながらないケースがあり、勧奨や周知の方法を検討していく必要があります。
5歳児発達支援相談	相談会への参加希望者や子どもの発達の悩みや不安を抱える保護者が増加しているため、相談会の内容や相談会後の支援方法について検討していく必要があります。
乳児家庭全戸訪問事業	適切な時期に家庭訪問をする必要があります。また、ケースによっては、妊娠中から関わりを継続していく必要があります。
予防接種	予防接種未接種者への啓発は難しく、今後の具体的な対応が必要です。
食生活改善推進協議会による食育	学校からの依頼もコロナ禍前に戻ってきており、それに対応できるよう推進員を確保し、体制の強化を図る必要があります。
子育て応援ヘルパー派遣事業	利用希望者のニーズに対応できるように、ヘルパーを確保する必要があります。
小児医療体制の充実	一次救急医療体制（休日夜間応急診療所）の維持及び二次救急医療機関等との連携の強化が必要です。
母子保健推進協議会（再掲）	保健センターと連携し、地域における子育てイベントの周知と、要支援者の見守り強化を継続して行う必要があります。
産婦健康診査事業	未受診者について把握し、必要に応じて受診勧奨を行う必要があります。
産後ケア事業	安心して子育てができるよう産後ケアの普及啓発を図っていく必要があります。

産前産後サポート事業	2か月に1回の開催のため、対象者のニーズと開催のタイミングが一致しないケースがあり、その場合の支援やフォローについて明確にする必要があります。
------------	---

(3) 食育の推進

関連事業	検証と評価
健康づくり計画に基づく食育の推進	生活習慣を改善し、健康づくりができるよう、子どもや若い世代からの取組を強化する必要があります。
学校教育における食育の推進	十分な巡回や指導研修会の実施が難しいことを踏まえ、ＩＣＴを活用した食育教材の作成等により、食育を推進する必要があります。
離乳食セミナー（再掲）	子育てに対する不安軽減や知識の習得につながるよう、本セミナー参加への周知・勧奨を行っていく必要があります。
食生活改善推進協議会による食育（再掲）	学校からの依頼もコロナ禍前に戻ってきており、それに対応できるよう推進員を確保し、体制の強化を図る必要があります。

主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

(1) 学校等における教育環境の整備

関連事業	検証と評価
スクール・コミュニティ	管理職や担当等、一部の教職員のみではなく、全教職員の地域連携に対する意識改革が必要です。
学校応援団	活動に参加する方の固定化と高齢化が見られるため、新たな人材を確保するための更なる工夫が必要です。
地域協育ネット	中学校区が広く、接続する小学校が多い場合、地域性が異なるため、連携をスムーズに進めるための対策が必要です。
小中学校の施設・整備の充実	トイレの洋式化、特別教室等の空調設備整備、バリアフリー化及び照明LED化を計画的に推進する必要があります。
幼・保・小連携協議会	やない架け橋期のカリキュラムを活用した幼保小連携の取組を推進していく必要があります。また、特別支援教育の視点を踏まえた連携について検討する必要があります。
史跡等の保存による歴史教育	「ふるさと柳井」と「ふるさと柳井（地図）」を活用し、更に興味・関心が広がる学習を行う必要があります。また、茶臼山古墳としらかべ学遊館等を、各小中学校の歴史学習で活用するように働きかける必要があります。
青少年健全育成の支援（街頭補導事業）	各地域の防犯組織と密に連携していく必要があります。
各種体験活動	各地区公民館及び活動団体と連携する必要があります。

スポーツ活動の推進	スポーツ関係団体との連携を通じて、スポーツに親しむ人々の裾野を広げ、誰もが参加しやすい環境を整備するなど、スポーツ活動の推進に取り組む必要があります。
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ少年団の登録団体数、登録団員数ともに減少傾向にあるため、地域スポーツの維持と青少年育成のため、参加者を増やす工夫が必要です。
自然とのふれあい事業	観測環境（機器管理、施設周辺の雑木伐採等）を維持管理する必要があります。
子ども会活動の推進	少子化等に伴い、子ども会会員数が減少していますが、子どもたちの交流や成長の場を守るため、子ども会活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
教育相談体制の充実（再掲）	不登校等の課題について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的・計画的に派遣する必要があります。
青少年相談事業（再掲）	各学校、支援団体等と連携を密にし、複雑化する相談内容に迅速に対応する必要があります。
家庭児童相談室（再掲）	家庭内の問題の多様化により子育て等の相談ケースが複雑化しているため、相談内容を的確に把握し、関係機関と連携を取りながら、適切に対応する必要があります。

（2）家庭の教育力の向上

関連事業	検証と評価
家庭児童相談室（再掲）	家庭内の問題の多様化により子育て等の相談ケースが複雑化しているため、相談内容を的確に把握し、関係機関と連携を取りながら、適切に対応する必要があります。
母子保健推進協議会（再掲）	保健センターと連携し、地域における子育てイベントの周知と、要支援者の見守り強化を継続して行う必要があります。
ママ・パパ教室（マタニティクラス）（再掲）	積極的な参加の勧奨や周知方法を検討していく必要があります。
乳幼児健康相談・栄養相談（再掲）	少人数制で時間を分けて開催しているため、親同士の交流の機会を設けることについて検討していく必要があります。
離乳食セミナー（再掲）	子育てに対する不安軽減や知識の習得につながるよう、本セミナー参加への周知・勧奨を行っていく必要があります。

（3）思春期の保健対策

関連事業	検証と評価
生命の学習	限られた時間の中で、生命の大切さを中学生に伝えるためには学校との協力や連携が必要です。
母子保健推進協議会による輪づくりサークル	感染症対策を講じながら輪づくりサークルを開催する必要があります。

主要施策4 子育てと仕事の両立支援

(1) 就業環境の整備

関連事業	検証と評価
男女共同参画推進事業	あらゆる施策について男女共同参画の視点で取り組むため、関係箇所との連携強化に努める必要があります。
ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	パンフレット等を含め、情報の効果的な提供方法を検討する必要があります。
仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	情報の効果的な提供方法を検討していく必要があります。
ママ・パパ教室（マタニティクラス）（再掲）	積極的な参加の勧奨や周知方法を検討していく必要があります。

(2) 幼児期の教育・保育の充実

関連事業	検証と評価
保育事業	適正な定員管理を行う必要があります。
幼稚園研究・研修事業	教諭の研究・研修の機会を確保する必要があります。
認定こども園	認定こども園への移行の支援方法を検討する必要があります。
時間外保育事業（延長保育事業）	利用希望に応じた保育を行う必要があります。
一時預かり事業	制度を広く周知していく必要があります。
幼稚園型一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）	私立幼稚園との連携が必要です。
休日保育事業	休日勤務する保育士を確保する必要があります。
障がい児保育事業	障がい児受入れに伴う専任保育士を確保する必要があります。
保育所整備事業	高額な事業費が予想されるため、計画的な整備が必要です。
研修代替職員雇用事業	代替保育士を確保する必要があります。
病児保育事業（再掲）	平生町・田布施町との共同実施や他市施設の利用により実施していますが、より利用しやすい体制を整備する必要があります。

(3) 放課後児童の居場所づくり

関連事業	検証と評価
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)	放課後児童支援員及び補助員を確保する必要があります。
障害児受入推進事業	障がい児対応補助員を確保する必要があります。
放課後子ども総合プランの推進	生涯学習・スポーツ推進課及びこどもサポート課との連携促進と体制づくりが必要です。
放課後子ども教室	放課後児童クラブ等と連携するとともに、しらかべ学遊館の職員数や支援者数等を勘案しながら開催の方法を見直す必要があります。

主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実

(1) 児童虐待防止策の充実

関連事業	検証と評価
虐待の早期発見と予防の推進	関係機関との連携を密にし、家庭の課題を的確に把握するとともに、適切な支援を行う必要があります。
要保護児童等対策地域協議会	個別ケースが増加しており、早期の対応が必要なため、関係機関との連携が必要です。
家庭児童相談室（再掲）	家庭内の問題の多様化により子育て等の相談ケースが複雑化しているため、相談内容を的確に把握し、関係機関と連携を取りながら、適切に対応する必要があります。
ハイリスク妊婦訪問（再掲）	電話対応だけで訪問につながらない事例があるため、ハイリスク妊婦への継続的、包括的な支援体制が必要です。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	適切な時期に家庭訪問をする必要があります。また、ケースによっては、妊娠中から関わりを継続していく必要があります。
子ども家庭総合支援拠点	支援拠点としての専門的な機能を拡充し、多様化する相談への対応が必要です。

(2) ひとり親家庭等の自立支援

関連事業	検証と評価
自立支援教育訓練給付金事業	受給者が受講料を立替払する必要があることから、制度の改善を検討していく必要があります。
高等職業訓練促進給付金等事業	資格取得を目指すひとり親家庭に、効果的に制度を周知していく必要があります。
児童扶養手当支給事業	制度を広く周知していく必要があります。
交通遺児等見舞金	支給対象者の情報を把握する必要があります。
ひとり親家庭医療費助成事業	所得制限者に対する次年度案内を徹底する必要があります。
母子生活支援施設措置事業	対象世帯を支える体制づくりを強化する必要があります。

母子父子寡婦福祉資金貸付け	手續を簡素化し、迅速な貸付けを行う必要があります。
母子・父子自立支援員	関係機関と連携したサポート体制を確立し、個々に寄り添う充実した支援を行う必要があります。
母子寡婦福祉連合会	母子会員の確保及び会員間のつながりを強化する必要があります。

(3) 子どもの貧困対策の推進

関連事業	検証と評価
子どもの居場所づくり	各団体の活動の周知等、連携方法、サポート体制を整備する必要があります。
学習支援	体制整備と予算を確保することが必要です。
自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	受給者が受講料を立替払が必要があることから、制度の改善を検討していく必要があります。
高等職業訓練促進給付金等事業（再掲）	資格取得を目指すひとり親家庭に、効果的に制度を周知していく必要があります。
児童扶養手当支給事業（再掲）	制度を広く周知していく必要があります。
交通遺児等見舞金（再掲）	支給対象者の情報を把握する必要があります。
ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	所得制限者に対する次年度案内を徹底する必要があります。
母子生活支援施設措置事業（再掲）	対象世帯を支える体制づくりを強化する必要があります。
母子父子寡婦福祉資金貸付け（再掲）	手續を簡素化し、迅速な貸付けを行う必要があります。
母子・父子自立支援員（再掲）	関係機関と連携したサポート体制を確立し、個々に寄り添う充実した支援を行う必要があります。
母子寡婦福祉連合会（再掲）	母子会員の確保及び会員間のつながりを強化する必要があります。

(4) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

関連事業	検証と評価
障がい児保育事業（再掲）	障がい児受入れに伴う専任保育士を確保する必要があります。
児童発達支援	障がいの早期発見と早期療育につなげることが必要です。
放課後等デイサービス	学校等との連携を図るとともに、社会資源を整備する必要があります。
保育所等訪問支援	学校や保育所等との連携を図るとともに、社会資源を整備する必要があります。
特別児童扶養手当	制度を広く周知していく必要があります。
障害児福祉手当	

特別支援教育	特別な教育的支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、支援員の充実を図るとともに、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた指導力の向上を図る必要があります。
幼児ことばの教室	指導員の専門性の向上を図るとともに、対象児童に安全かつ充実した指導を個々に応じて行う必要があります。
障がい者団体等の育成・支援	協議会構成団体の会員の減少や高齢化が課題となっており、支援等を検討する必要があります。

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 子育てを支える地域社会の形成

関連事業	検証と評価
やない市民活動センター	会員の減少や高齢化等に伴い、継続的な活動が困難になっている市民活動団体があることから、一人でも多くの市民に参画してもらえるよう、市民活動について広く周知するとともに、新たな取組を行う必要があります。
地域防災計画の推進	地域住民の防災意識の向上と併せて、災害リスクを抱える地域の率先避難など自主的な避難体制づくりを推進するため、自主防災組織の設立を促進する必要があります。
スクール・コミュニティ（再掲）	管理職や担当等、一部の教職員のみではなく、全教職員の地域連携に対する意識改革が必要です。
学校応援団（再掲）	活動に参加する方の固定化と高齢化が見られるため、新たな人材を確保するための更なる工夫が必要です。
地域協育ネット（再掲）	中学校区が広く、接続する小学校が多い場合、地域性が異なるため、連携をスムーズに進めるための対策が必要です。

(2) 子どもの安全の確保

関連事業	検証と評価
交通安全教室の開催	県警の事業以外で開催する場合は、学校単独で実施する必要があります。
交通安全教室イベントの開催	日頃から交通マナーに注意してもらえるように、交通安全思想の普及・啓発を図っていく必要があります。
キッズゾーンの設定の推進	キッズゾーンの定期的な安全点検と施設管理者、警察、道路管理者を交えた交通安全対策の検討が必要です。

(3) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

関連事業	検証と評価
防犯灯設置事業に係る助成金	制度について、広報、ホームページ等の様々な方法で広く周知していく必要があります。
子ども 110 番の家	警察や学校と連携し、設置及び設置解除の家を改めて把握する必要があります。
メールによる不審者情報の配信	緊急を要する不審者事案が発生した場合、学校教育課を通さず「学校と警察が直接連絡」する体制が機能するように、関係者が常に確認し合う必要があります。
学校応援団（再掲）	活動に参加する方の固定化と高齢化が見られるため、新たな人材を確保するための更なる工夫が必要です。
青少年健全育成の支援（街頭補導事業）（再掲）	各地域の防犯組織と密に連携していく必要があります。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

関連事業	検証と評価
道路交通環境の整備	歩行者の安全を確保するため、未整備改良区間の整備を推進する必要があります。また、信号機については、必要箇所について隨時、県公安委員会に要望する必要があります。
公共施設の環境整備	公共施設の設備等の環境整備については、設置場所の確保と P R が必要です。
公園・緑地の充実	施設の長寿命化を図る観点から、公園ごとの利用状況に応じた維持管理を検討する必要があります。更新が必要な施設は、規模の適正化を図りながら集約化、複合化を行い、老朽化した施設は、廃止を含めて検討する必要があります。
子どもの遊び場安全管理	大部分の遊具が設置後 10 年以上経過し、老朽化していることから、遊具の安全管理を強化する必要があります。
子育て世代定住促進補助金	本市への移住定住を呼び掛けるとともに、制度を広く周知していく必要があります。
子育て世代空き家購入費補助金	本市への移住定住を呼び掛けるとともに、制度を広く周知していく必要があります。

5 第3期計画に向けての課題や方向性

(1) 子育て家庭への支援について

- 「地域子育て支援センター」、「ファミリー・サポート・センター」、「病児保育事業」、「ショートステイ」等は、子育て中の保護者にとって重要な支援事業ですが、いずれの事業も利用者や会員数の減少が見られます。
- ニーズ調査では、就学前児童保護者の各事業の利用意向率は、「地域子育て支援センター」は約 50%、「ファミリー・サポート・センター」は約 25%、「病児保育事業」は約 35%、「ショートステイ」は約 17%となっており、一定の利用意向があることから、認知度の向上や利用しやすい体制づくりが求められています。
- 経済的負担の軽減対策は、継続した対策を講じており、ニーズ調査でも就学前児童保護者では、充実してほしい子育て支援の中で「保育所(園)や幼稚園にかかる出費負担の軽減」への要望率は、前回調査に比べて約 10 ポイント減少しており、一定の評価を受けています。今後も関連する事業の周知、PRを継続する必要があります。
- ニーズ調査において、就学前児童保護者が考える子育てに関する悩みや気軽に相談できる先として、本市の相談窓口は、4%程度と低く、一層の周知やPRに努める必要があります。あわせて、相談内容の多様化、複雑化に対応した専門的な知識や技術の習得も求められています。
- ニーズ調査では、子育て情報の入手先として、就学前、小学生とともにインターネットのウエイトが依然として高く、従来からの市広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用など、保護者が自由に必要な情報を入手できる多様な情報発信手段の検討が必要です。

(2) 成育医療等を含めた健やかに生み育てる環境について

- ニーズ調査では、就学前児童保護者の妊娠、出産、親子の健康等への支援事業の利用意向率は、いずれも約 2割以上あり、引き続き保護者のニーズに丁寧に対応できる体制づくりが必要です。
- 親子の健康への支援においては、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」(幼児期までが身体的、精神的、社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)の向上にとって最も重要な時期であること。)を踏まえた取組の検討が必要です。
- 上記も含めて今後の母子保健計画については、「成育医療等基本方針の見直し」を踏まえた基本方針による計画を念頭においた取組が必要です。

(3) 子どもの健全育成に係る教育環境について

- スクール・コミュニティや学校応援団は、地域と学校をつなぐ重要な事業ですが、地域連携に対する意識改革や地域活動に参加する方の固定化、高齢化への対応が求められています。
- 地域協育ネットにおいては、学校・地域の実施に即した計画を基に、小中9か年の子どものつながりを意識した具体的な取組を支援する必要があります。
- スポーツ少年団活動や子ども会活動は、児童数の減少が登録会員数の減少につながり、ひいては、登録団体数の減少を招くことになるため、運営体制の強化等を検討する必要があります。

(4) 子育てと仕事の両立について

- ニーズ調査では、就労する母親はフルタイム、パートタイム・アルバイトを合わせ就学前で約83%、前回調査に比べ10ポイント程度高くなっていますが、育児休業の取得経験は5割程度です。一方、父親は1割程度に過ぎず、母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- 次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」、「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」、「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」についても検討する必要があります。
- 子どもの居場所としての「放課後児童クラブ事業」の就学前児童保護者の平日利用意向率は、小学校低学年で約52%、小学校高学年で約24%、小学生児童保護者では約23%となっています。少なくとも対象者の4人に1人が希望しており、同クラブの評価では「職員等の配置状況(人員体制)」が第1位となっています。このような状況を踏まえ、放課後児童支援員及び補助員の確保は、喫緊の課題となっています。
- 同じ子どもの居場所としての「放課後子ども教室」も小学生児童保護者の約31%が今後の利用を希望しており、人員の確保とともに、「放課後児童クラブ事業」との連携強化を図る必要があります。

(5) 支援を必要とする子ども等への支援について

- ニーズ調査では、育児の悩みとしては、就学前児童保護者は「病気や発育・発達に関すること」、小学生児童保護者は「子どもの教育に関するここと」がそれぞれ第1位になっているものの、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関するここと」も就学前は約18%、小学生は約24%を占めており、低い数値とはなっていません。

- 保護者の不安解消等の視点からも不登校、いじめ、虐待等の早期発見、早期予防のための取組を継続して進める必要があります。
- ひとり親家庭は、今後、増加することも踏まえ、個々に寄り添う充実した支援と、関係機関と連携したサポート体制の確立が引き続き必要です。
- 子どもの貧困対策は、今後の「こども計画」においても重要な取組であり、ヤングケアラー対策も含めて関係団体間の連携やサポート体制の強化を図る必要があります。

(6) 安全・安心なまちづくりについて

- ニーズ調査では、前回調査と同様「子育てに関して身近な地域の人に望むこと」として、就学前児童保護者、小学生児童保護者とともに「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」、「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」等、地域の付き合いが希薄している中、地域での見守りへの期待は、大きくなっています。
- ニーズ調査では、前回調査と同様「充実して欲しい子育て支援策」として就学前児童保護者、小学生児童保護者とともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が第1位となっています。引き続き安全が確保でき、安心して過ごせる公園等の楽しめる場所の維持管理、設備の充実を図る必要があります。

第3章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 基本理念

子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。

本市では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」で示された基本的な方針により、第1期、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、これまで3歳未満の子どもに係る保育料の完全無償化や、放課後児童クラブの開所時間を延長する等、子育て支援の充実に努めてまいりました。あわせて、多様化する子育てニーズに対応し、よりきめ細やかな子育て支援に取り組むため、こどもサポート課を新設しました。

一方、国では「こども基本法」(令和5(2023)年4月1日施行)に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、具体的な取組施策として、次の6つの視点により「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。

視点1：こども・若者の最善の利益を図る。

視点2：当事者と対話しながら、ともに推進する。

視点3：ライフステージに応じて切れ目なく対応する。

視点4：貧困と格差の解消を図る。

視点5：結婚・子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

視点6：関係機関との連携を重視する。

また、市町村においても、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」のほか、「子ども・若者育成支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等が包含された「こども計画」の策定が努力義務とされました。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、第2期計画の基本理念を踏襲しつつ、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現も視野に入れて、これから柳井市を担う子どもたちを育み、その子どもたちが住み続けられるまちであってほしいという想いを込めて、次に掲げる基本理念を設定しました。

◆基本理念◆

案① まちの将来を担う子どもたちを 地域とともに育むまち 柳井

案② 子どもたちにつなぐ未来のためにできること 地域とともに育むまち 柳井

案③ 未来の世代を 地域とともに育むまち 柳井

案④ ()

～「このまちにずっとすんでいたい！」子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～

2 基本目標

基本理念を実現するための本計画の基本目標として、第2期計画の考え方を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の目指す方向等も踏まえ、以下の3つを設定します。

基本目標1

個性や多様性が尊重され、未来を創造できる
子どもたちを育む

子どもは、未来を担う存在であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利は保障されることが大切です。

様々な遊びや学び、体験等を通して、子どもたちが豊かな心と創造性を持ち、健やかに育っていけるような環境づくりに努めます。

子育ての第一義的な責任は、それぞれの保護者・養育者にありますが、どのような状況でも、子どもが健やかに育つという安心感が大切であるため、社会全体で結婚、出産及び子育ての切れ目のない支援ができる体制づくりに努めます。

子どもを育てるに喜びや楽しみを感じるように、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス等への取組を推進します。

基本目標2

生き抜く力、挑戦できる力で
子どもたちの可能性と夢を広げる

子どもたちが心身ともに健全に育ち、自立していくように、学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生き抜く力」「挑戦できる力」を育む取組を進めます。

子どもの最善の利益を守るために、不登校やいじめ、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのある子どもの家庭への支援の充実等、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。

子どもたちが幸せな状態で成長できるように、良好な成育環境の確保を図る取組を推進します。

基本目標3

地域や大人たちの見守り、助けにより
安全・安心の未来をつくる

子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因の一つです。このため地域の協力を得ながら、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進します。

全ての人にやさしいユニバーサルデザイン及びノーマライゼーションの観点による住環境、交通環境の整備に継続して取り組みます。

3 施策の展開

基本理念に基づく3つの基本目標に即した、主要施策と基本施策の方向性は、以下のとおりです。

【基本理念】

まちの将来を担う子どもたちを地域とともに育むまち 柳井
～「このまちにずっとすんでいたい！」子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～

【基本目標】

個性や多様性が尊重され、未来を創造できる子どもたちを育む

生き抜く力、挑戦できる力で子どもたちの可能性と夢を広げる

地域や大人たちの見守り、助けにより安全・安心の未来をつくる

【主要施策1】

子育て家庭への支援の充実

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 経済的負担の軽減
- 3 相談体制、情報提供の充実

【主要施策2】

健やかに生み育てる環境づくり

- 1 安心して妊娠、出産できる環境の確保
- 2 親子の健康への支援
- 3 食育の推進

【主要施策3】

子どもの健全育成のための教育環境の整備

- 1 学校等における教育環境の整備
- 2 家庭の教育力の向上
- 3 思春期の保健対策

【主要施策4】

子育てと仕事の両立支援

- 1 就業環境の整備
- 2 幼児期の教育・保育の充実
- 3 放課後児童の居場所づくり

【主要施策5】

支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

- 1 児童虐待防止策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 障がいのある子どもがいる家庭への支援

【基本施策6】

安全・安心なまちづくりの推進

- 1 子育て家庭を支える地域社会の形成
- 2 子どもの安全の確保
- 3 犯罪等の被害に遭わないための環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備

主要施策1 子育て家庭への支援の充実

基本施策1 子育て支援サービスの充実

- 全ての子どもと家庭を対象として、子どもとの関わり方の工夫、体罰による子育てに関する啓発、虐待予防の観点からニーズに応じた様々な子育て支援に努めます。
- 子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気楽に相談できる場を提供している子育て支援センターについては、新規利用者の増加等による活性化が必要であることから、一層の周知、啓発に努め、引き続き育児の負担感や不安感の軽減を図ります。
- ファミリー・サポート・センターについては、会員数の維持、増加が必要であることから、広報や交流会等を通じて、周知、啓発を図ります。
- 病児保育事業については、利用しやすい体制の整備に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立しており、地域住民と行政や関係機関とを結びつける重要な役割を担っていることから、多様化、複雑化している相談内容に適切に対応できるよう支援します。
- 令和6（2024）年改正児童福祉法施行に伴う新規事業や令和7（2025）年改正子ども・子育て支援法等施行に伴う新規事業に取り組みます。

【関連事業】「*こどもサポート課」とあるのは、令和7年4月1日こども家庭センター設置に伴い「健康増進課」から移管する事業（以下同じ。）

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気楽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図ります。	こどもサポート課
2	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	仕事と子育てとの両立しやすい環境づくりを推進するため、子育て援助を受けたい人と援助したい人がそれぞれ会員となり、子育てを助け合う地域の相互援助活動を実施します。	こどもサポート課
3	病児保育事業	病気中又は病気回復期で、集団保育や家庭における保育が困難な乳幼児の保育を行います。	こどもサポート課
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	家庭の保護者が疾病や災害等の社会的な事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育・保護を行います。	こどもサポート課
5	民生委員・児童委員、主任児童委員	地域において、子育て家庭の様々な相談に応じます。また、行政と連携し、子育て支援制度やサービスの情報提供を行います。	社会福祉課

6	利用者支援事業	こども家庭センター「やなでこ相談室」において、子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	*こどもサポート課
7	令和6（2024）年改正児童福祉法施行に伴う事業	子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の取組を進めます。	こどもサポート課
8	令和7（2025）年改正子ども・子育て支援法等施行に伴う事業	妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び産後ケア事業の取組を進めます。 ※「産後ケア事業」は既に取組済み	こどもサポート課

基本施策2 経済的負担の軽減

- ニーズ調査では、充実してほしい子育て支援の中で「保育所（園）や幼稚園にかかる出費負担の軽減」に対する要望率が前回に比べて減少していることから、経済的負担軽減施策については一定の評価を受けていると考えられます。
- 保育料の完全無償化を始め、不妊治療費助成、妊婦健康診査、高校生年代までの医療費の助成など切れ目のない支援の継続に努めます。

【関連事業】

No	事業	実施内容	担当課
9	児童手当	高校生年代までの子どもを養育する人に手当を支給します。	こどもサポート課
10	乳幼児・子ども医療費の助成事業	高校生年代までの医療費の自己負担額を助成し、保健向上と児童福祉の増進を図ります。	こどもサポート課
11	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子どもの保育料や0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化し、幼児教育に関する家庭の経済的負担を軽減します。	こどもサポート課 教育総務課
12	保育料の無償化	教育・保育給付無償化の対象とならない3歳未満児の保育料を無償化し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。	こどもサポート課 教育総務課
13	多子世帯副食費軽減事業	一部の多子世帯（世帯の第3子以降）に対し副食費を助成します。	こどもサポート課
14	不妊治療費助成事業	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療を受けている夫婦に対して、所得に応じ当該治療費の一部を助成します。	*こどもサポート課

15	妊婦健康診査事業	妊婦対象の医療機関での健康診査無料受診票（14回分）を交付し、出産世帯の経済的負担の軽減を図り、妊婦と胎児の健康の確保と安心・安全に出産ができるよう支援します。また、多胎妊婦に対し、追加で1人当たり5回を限度とし、健康診査にかかる費用を公費負担することで、多胎妊婦の経済的負担軽減を図ります。更に、歯科医院での歯科健診を妊娠中1回受診できる無料受診票も交付し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。	*こどもサポート課
16	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。	*こどもサポート課

基本施策3 相談体制、情報提供の充実

- 計画的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校の未然防止、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた教育相談体制の充実に努めます。
- 複雑化する青少年相談に対応するため、各学校、支援団体等との連携を密にし、青少年の非行防止、育成、保護のための来所相談、電話相談を実施します。
- 家庭児童相談室では、関係機関との連携強化の下、相談体制の充実を図ります。また、一層の周知やPRに努めるとともに、多様化、複雑化している相談内容に適切に対応することができるよう専門的な知識や技術の習得に努めます。
- 子育て情報について、スマートフォン等携帯端末から保護者が自由に必要な情報を入手できるよう多様な情報発信手段の活用を検討します。あわせて、新規情報の追加、定期的な更新等ホームページの充実に努めます。
- DV相談については、迅速かつ丁寧な対応が求められるため、職員の専門的な知識や技術の向上を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

【関連事業】

NO	事業	実施内容	担当課
17	教育相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応を図ります。	学校教育課
18	青少年相談事業	青少年の非行防止、育成、保護のため、来所相談、電話相談を実施します。	生涯学習・スポーツ推進課

19	家庭児童相談室	家庭における子育てのあり方、家族関係の改善等について、家庭児童相談員が相談や指導を行います。	こどもサポート課
20	子育て支援ポータルサイト	ホームページの充実を図り、子育てに関する情報を提供します。	こどもサポート課
21	D V相談体制の充実	柳井市配偶者等からの暴力対策連絡協議会を中心に連携を強化し、D V相談体制の充実を図ります。	政策企画課
22	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（再掲№.1）	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気楽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図ります。	こどもサポート課
23	利用者支援事業（再掲№.6）	こども家庭センター「やなでこ相談室」において、子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	*こどもサポート課

主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策1 安心して妊娠、出産できる環境の確保

- 妊娠、出産、親子の健康等への支援事業について、保護者のニーズに丁寧に対応できる体制づくりに努めます。
- 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、子どもの成長や発達に関して正しい知識の普及啓発に努めます。
- 妊娠届出を行った妊婦に対し、適切な保健指導を行うことができるように、保健指導者の専門的な知識や技術の向上を図ります。
- ハイリスク妊婦に対し、継続的な支援体制の充実を図ります。
- 育児に不安を持つ親に対し、マタニティクラスへの積極的な参加の勧奨や周知方法について検討します。

【関連事業】

NO	事業	実施内容	担当課
24	母子健康手帳交付	妊娠届出を行った妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、保健指導を行います。	*こどもサポート課
25	ハイリスク妊婦訪問	ハイリスク妊婦を対象とし、妊娠中の過剰な不安の軽減や不安定な母体の健康に対して保健指導を実施し、安心して妊娠出産ができるよう支援します。	*こどもサポート課

26	母子保健推進協議会	子育て経験者等が、子育て中の家庭を訪問し、子育てなどの相談や助言を行います。また、子育て輪づくりサークルの開催や市の各行事への協力等を行い、子育てを支援します。	*こどもサポート課
27	マタニティクラス	育児への不安を持つ親や子どもへの接し方が分からない親の増加に対応するため、親子のふれあいやコミュニケーションの取り方、産前・産後の生活等について理解を深める教室を開催するとともに、父親の育児参加の促進と、妊婦同士の交流を図ります。	*こどもサポート課
28	利用者支援事業 (再掲No.6)	こども家庭センター「やなでこ相談室」において、子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	*こどもサポート課
29	不妊治療費助成事業 (再掲No.14)	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療を受けている夫婦に対して、所得に応じ当該治療費の一部を助成します。	*こどもサポート課
30	妊婦健康診査事業 (再掲No.15)	妊婦対象の医療機関での健康診査無料受診票(14回分)を交付し、出産世帯の経済的負担の軽減を図り、妊婦と胎児の健康の確保と安心・安全に出産ができるよう支援します。また、多胎妊婦に対し、追加で1人当たり5回を限度とし、健康診査にかかる費用を公費負担することで、多胎妊婦の経済的負担軽減を図ります。更に、歯科医院での歯科健診を妊娠中1回受診できる無料受診票も交付し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。	*こどもサポート課
31	妊婦等包括相談支援事業 (再掲No.16)	妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。	*こどもサポート課

基本施策2 親子の健康への支援

- 「成育医療等基本方針」に基づく国民運動である「健やか親子21」の妊婦・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等に向けた普及啓発の取組と連携し、「はじめの100か月の育ちビジョン」に関する広報を実施します。
- 乳幼児健康相談・栄養相談では、子育て中の親に対する支援を行うとともに、親同士の交流の機会づくりに努めます。
- 児童の年齢が上がるにつれて、むし歯保有児数の増加が見られるため、保育園等での歯科保健予防教育の実施、普及啓発に努めます。

- 乳幼児健康診査、歯科検診の未受診者に対し、受診につながるように勧奨や周知の方法を検討します。
- 5歳児発達支援相談会への参加希望者や子どもの発達の悩みや不安を抱える保護者が増加しているため、相談会の内容や相談会後の支援方法について検討します。
- 一次救急医療体制（休日夜間応急診療所）の維持及び二次救急医療機関等との連携強化を踏まえ、小児医療体制の充実を図ります。
- 「やなでこ こころほっとの日」は、参加できない対象者へのフォローや支援体制の整備に努めます。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
32	乳幼児健康相談・栄養相談	保健センターにおいて乳幼児の身体計測や、保健師、栄養士による育児相談を実施し、子育て中の親の支援を図ります。	*こどもサポート課
33	離乳食セミナー	乳児とその保護者を対象に、良い食習慣につながるよう離乳食の進め方と子どもの病気や子育てに関する指導を実施し、乳児の発育発達に対する支援を行います。	*こどもサポート課
34	かみかみ歯っぴー教室	1歳児を持つ保護者を対象に幼児食のポイント、口腔機能の発達、むし歯予防についての教室を実施します。	*こどもサポート課
35	歯科保健	口腔の健康管理は、全身に影響を与えるため、幼児等を対象にフッ化物洗口を行い、むし歯予防を推進します。 また、妊娠婦・乳幼児を対象に、歯科保健予防についてのリーフレットと歯科用品の配布を行います。	*こどもサポート課 学校教育課
36	1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、5歳児歯科健康診査	生後1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児を対象とした医療機関における健康診査（無料）を行い、乳幼児の健康発達を支援します。1歳6か月、3歳児に歯科健診を実施し、個別指導により幼児の健康な発達と保護者の育児支援を行います。また、5歳児を対象とした歯科健診を実施します。	*こどもサポート課
37	5歳児発達相談	5歳児の保護者と保育所・幼稚園職員を対象に、アンケートを行い、診断が困難な発達障がい児や育児に不安を感じている保護者を発見し、専門職種による育児及び就学に向けた支援を行います。	*こどもサポート課
38	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児に対する発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や保育サービスを紹介し、育児不安の軽減を図ります。	*こどもサポート課

39	予防接種	「予防接種法」に基づき、乳幼児に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図ります。	*こどもサポート課
40	食生活改善推進協議会による食育	子どもの料理教室、おやこ食育教室、学校での食育教室などの活動を通じ、食の大切さを伝えます。	*こどもサポート課
41	子育て応援ヘルパー派遣事業	支援者がおらず家事及び育児が困難な核家族等にヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行います。	こどもサポート課
42	小児医療体制の充実	医師会などの医療関係機関と連携し、休日・夜間に安心して医療機関に受診できるよう、小児医療体制の充実を図ります。	健康増進課
43	母子保健推進協議会（再掲No.26）	子育て経験者等が、子育て中の家庭を訪問し、子育てなどの相談や助言を行います。また、子育て輪づくりサークルの開催や市の各行事への協力等を行い、子育てを支援します。	*こどもサポート課
44	産婦健康診査事業	医療機関において、産婦健康診査を産後2週間及び産後1か月に実施し、産婦の心身の不調や育児不安等の早期把握、早期対応を図ります。	*こどもサポート課
45	産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、心身の不調や育児不安等がある出産後1年未満の産婦及び乳児に対し、医療機関等において心身のケアや育児サポート等を行います。	*こどもサポート課
46	産前産後サポート事業	「やなでこMの日サロン」 おおむね産後4か月までの母子を対象に、助産師・保健師による授乳等に関する集団・個別相談支援を行い、産婦の育児不安、孤立感の解消を図ります。 「やなでこ こころほっとの日」 こころの不調をきたす可能性の高い妊婦・産婦を対象に、臨床心理士による相談支援を行い、孤立感の解消、産後のメンタルケアの充実を図ります。	*こどもサポート課

基本施策3 食育の推進

- 柳井市健康づくり計画に基づく食育では、良い生活習慣は、健康づくりのために、特に子どもや若い世代に重要であることを踏まえ、良い食習慣の基礎を作り、自立した食生活ができるように支援します。
- 学校教育における食育は、各学校が、学校給食や総合的な学習の時間等を通して取り組むとともに、I C Tを活用した食育教材の作成等による食育を推進します。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
47	健康づくり計画に基づく食育の推進	計画の推進内容に関連した食に関する知識や技術、食を選択する力を身につけ、健全な食生活を営めるよう、良い食習慣の基礎を作り、自立した食生活ができるように支援します。	健康増進課
48	学校教育における食育の推進	各学校が栄養教諭と連携し、学校給食や総合的な学習の時間等の特色ある取組を実施し、子どもの望ましい食生活の確立を目指した食育を推進します。	学校教育課
49	離乳食セミナー（再掲No.33）	乳児とその保護者を対象に、良い食習慣につながるよう離乳食の進め方と子どもの病気や子育てに関する指導を実施し、乳児の発育発達に対する支援を行います。	*こどもサポート課
50	かみかみ歯っぴー教室（再掲No.34）	1歳児を持つ保護者を対象に幼児食のポイント、口腔機能の発達、むし歯予防についての教室を実施します。	*こどもサポート課
51	食生活改善推進協議会による食育（再掲No.40）	子どもの料理教室、おやこ食育教室、学校での食育教室などの活動を通じ、食の大切さを伝えます。	*こどもサポート課

主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

基本施策1 学校等における教育環境の整備

- 学校は、子どもにとって大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点等から、公教育の充実を通して、学校生活の満足度の向上に努めます。
- 教職員の地域連携に対する意識の醸成を図る等、地域に開かれた活力のある学校づくりに努めます。
- 様々な年代の市民が学校応援団として参加できるよう、募集方法や実行体制の確立を研究する必要があります。
- 「やない架け橋期のカリキュラム」を活用した幼保小連携の取組を推進するとともに、特別支援教育の視点を踏まえた連携について協議します。
- 子どもたちが健やかに成長し、豊かな感性を育めるよう、スポーツ少年団や子ども会活動の活性化を支援し、魅力ある環境づくりに努めます。
- さまざまな理由で学校に行きづらさを感じている子どもたちに安心できる過ごしやすい居場所や学びの場を提供し、関係機関や保護者と連携して不登校児童・生徒のより良い自立の支援に取り組みます。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
52	スクール・コミュニティ	市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、地域に開かれた活力のある学校づくりに努めます。	学校教育課
53	学校応援団	地域の人的教育力を学校教育に生かすため、環境整備支援、教育活動支援、スクールガード及び食育ボランティアの4部門を設け、市民参加を進めます。	学校教育課
54	地域協育ネット	中学校区を単位として、小中学校、地域、保護者の連携による地域協育ネットを構築し、地域ぐるみで生きる力を育むための活動を実施します。	学校教育課
55	小中学校の施設・整備の充実	特別教室等への空調設備整備や、トイレの洋式化・バリアフリー化、照明のLED化など、学習環境の改善・充実を図ります。	教育総務課
56	幼・保・小連絡協議会	心豊かでたくましい子どもの育成を目指して幼稚園、保育所、小学校が連携を密にし、ともに学び、育ちあう環境づくりを協議します。	学校教育課
57	史跡等の保存による歴史教育	児童生徒のまちづくりやふるさと意識を高めるために、学校教育での歴史学習や総合的な学習の時間に、茶臼山古墳等の史跡や白壁の町並み等の文化財を活用するよう、積極的に各小中学校に働きかけます。 なお、柳井市教育委員会では、社会科副読本「ふるさと柳井」を作成し、小学校3年生に配布し、ふるさと学習を支援しています。	学校教育課 生涯学習・ スポーツ推進課
58	青少年健全育成の支援（街頭補導事業）	関係機関と連携し、青少年の非行防止等のため、街頭補導を実施し、夜間は適時防犯パトロールを行います。	生涯学習・ スポーツ推進課
59	各種体験活動	各地区公民館等で、地域の特色を活かした親子で参加できる各種体験活動を実施します。	生涯学習・ スポーツ推進課
60	スポーツ活動の推進	心身ともに健康な体力づくりを目的として、スポーツ協会加盟団体等の活動を支援します。	生涯学習・ スポーツ推進課
61	スポーツ少年団活動の支援	心身ともに健康な体力づくりを目的として、スポーツ少年団活動を支援します。	生涯学習・ スポーツ推進課
62	自然とのふれあい事業	天体観望会等、季節の行事を通して、自然から学び、たくましい行動力や豊かな感性等を育くむ活動を実施します。	生涯学習・ スポーツ推進課
63	子ども会活動の推進	子どもたちのリーダー育成研修や野外体験活動等を通じて、青少年の健全育成を図る子ども会活動を支援します。	生涯学習・ スポーツ推進課

64	教育相談体制の充実（再掲No.17）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応を図ります。	学校教育課
65	青少年相談事業（再掲No.18）	青少年の非行防止、育成、保護のため、来所相談、電話相談を実施します。	生涯学習・スポーツ推進課
66	家庭児童相談室（再掲No.19）	家庭における子育てのあり方、家族関係の改善等について、家庭児童相談員が相談や指導を行います。	こどもサポート課
67	適応指導教室「しなやかスクール」	学校に行きづらさを感じている子どもたちに安心できる居場所を提供し、社会的自立に向けて、相談や指導を行います。	学校教育課

基本施策2 家庭の教育力の向上

- 家庭において、保護者が子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うことができるよう、保護者に寄り添うとともに家庭教育支援に努めます。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
68	家庭児童相談室（再掲No.20）	家庭における子育てのあり方、家族関係の改善等について、家庭児童相談員が相談や指導を行います。	こどもサポート課
69	母子保健推進協議会（再掲No.26）	子育て経験者等が、子育て中の家庭を訪問し、子育てなどの相談や助言を行います。また、子育て輪づくりサークルの開催や市の各行事への協力等を行い、子育てを支援します。	*こどもサポート課
70	マタニティクラス（再掲No.27）	育児への不安を持つ親や子どもへの接し方が分からぬ親の増加に対応するため、親子のふれあいやコミュニケーションの取り方、産前・産後の生活等について理解を深める教室を開催するとともに、父親の育児参加の促進と、妊婦同士の交流を図ります。	*こどもサポート課
71	乳幼児健康相談・栄養相談（再掲No.32）	保健センターにおいて乳幼児の身体計測や、保健師、栄養士による育児相談を実施し、子育て中の親の支援を図ります。	*こどもサポート課
72	離乳食セミナー（再掲No.33）	乳児とその保護者を対象に、良い食習慣につながるよう離乳食の進め方と子どもの病気や子育てに関する指導を実施し、乳児の発育発達に対する支援を行います。	*こどもサポート課

基本施策3 思春期の保健対策

- 思春期の子どもたちがいのちを大切にする「生と性」の実習や講話等を通して、性の問題に対する理解を深めます。

て、母性保護に関する正しい知識を習得し、適切に対応できるよう、学校や地域と連携しながら、生命の学習についての啓発活動、環境づくりに努めます。

【関連事業】

NO	事業	実施内容	担当課
73	生命の学習	中学生を対象とした妊婦の疑似体験、赤ちゃん人形を使った実習及び講話を通して、生命や人と支え合うことの大切さについて学習します。	*こどもサポート課
74	母子保健推進協議会による輪づくりサークル	子育て中の母、乳幼児及び思春期の子どもの交流の場を設け、生命や家庭の大切さを学ぶ機会を作ります。	*こどもサポート課

主要施策4 子育てと仕事の両立支援

基本施策1 就業環境の整備

- 母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりの促進に努めます。
- 関係機関との連携により、女性と男性が共にキャリアアップと子育てを両立できるよう、事業者向けの啓発等を検討します。

【関連事業】

NO	事業	実施内容	担当課
75	男女共同参画推進事業	「第4次柳井市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。	政策企画課
76	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	男女が共に子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進するため、仕事時間と生活時間の調和がとれた働きができるよう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や次世代育成対策推進法などについて、企業や労働者に対し啓発や情報提供を行います。	商工観光課
77	仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度の情報提供を行います。	商工観光課 こどもサポート課
78	マタニティクラス (再掲No.27)	育児への不安を持つ親や子どもへの接し方が分からぬ親の増加に対応するため、親子のふれあいやコミュニケーションの取り方、産前・産後の生活等について理解を深める教室を開催するとともに、父親の育児参加の促進と、妊婦同士の交流を図ります。	*こどもサポート課

基本施策2 幼児期の教育・保育の充実

- 子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況など子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援します。
- 幼児期の教育・保育は、子どもの育ちに大きな影響を及ぼすことから、保育士、幼稚園教諭等の人材育成に努めます。
- 令和7（2025）年改正子ども・子育て支援法等施行に伴う新規事業として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に取り組みます。

【関連事業】

NO	事業	実施内容	担当課
79	保育事業	家庭において十分保育することができない幼児を家庭の保護者に代わって保育します。	こどもサポート課
80	幼稚園研究・研修事業	幼稚園教育の充実と向上を図るために、幼稚園教諭の研究・研修に係る費用を補助します。	教育総務課
81	認定こども園	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を支援します。	こどもサポート課
82	時間外保育事業 (延長保育事業)	通常保育(11時間)を超える保育需要に対応するため、延長保育を実施します。	こどもサポート課
83	一時預かり事業	保護者の疾病等の理由により、家庭での保育が困難になった場合、一時的に子どもを預かります。	こどもサポート課
84	幼稚園型一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）	私立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児を預かり保育します。	こどもサポート課 学校教育課
85	休日保育事業	休日(日曜日・祝日)の保護者の仕事などのため、休日の保育需要に対応した保育を行います。	こどもサポート課
86	障がい児保育事業	保育所において障がい児の受入れを推進するためには必要な専門的知識等を有する保育士等を配置します。	こどもサポート課
87	保育所整備事業	保育施設の耐震化や老朽化に伴う改築や修繕を計画的に行います。	こどもサポート課
88	研修代替職員雇用事業	私立保育所に勤務する職員の資質向上を図るため、研修に参加する保育士に代わる職員雇用に要する経費を助成し、研修に参加しやすい環境をつくります。	こどもサポート課
89	病児保育事業（再掲No.3）	病気中又は病気回復期で、集団保育や家庭における保育が困難な乳幼児の保育を行います。	こどもサポート課

基本施策3 放課後児童の居場所づくり

- 「放課後児童クラブ」では、放課後児童支援員及び補助員の確保とともに、放課後児童クラブの質の向上を図ります。
- 「放課後子ども教室」では、人員の確保とともに「放課後児童クラブ」との連携した取組ができる体制づくりを検討します。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
90	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等、適切な遊び及び生活の場を提供し、働く親の不安解消を図ります。	こどもサポート課
91	障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて障がい児の受け入れを推進するとともに、障がい児の処遇向上を図ります。	こどもサポート課
92	放課後子ども総合プランの推進	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施します。	こどもサポート課 生涯学習・スポーツ推進課
93	放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。	生涯学習・スポーツ推進課

主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実

基本施策1 児童虐待防止策の充実

- 児童虐待の原因となる不適切な養育環境についての情報を収集し、児童虐待の防止に努めます。
- こども家庭センターを中心に関係機関との情報共有をより一層きめ細かく行い、アウトリーチを基本とする支援に努めます。
- 妊婦及び全ての児童が安心して生活できる環境になるよう要保護児童等対策地域協議会の体制を強化します。
- 養護施設や里親の理解を深めるための広報・啓発等を通して、地域で社会的養護が行えるよう支援に努めます。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
94	虐待の早期発見と予防の推進	育児相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会を捉えた児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。	こどもサポート課
95	要保護児童等対策地域協議会	教育、保健、福祉等の関係機関が連携している要保護児童等対策地域協議会において、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るための取組を行います。	こどもサポート課
96	家庭児童相談室（再掲№19）	家庭における子育てのあり方、家族関係の改善等について、家庭児童相談員が相談や指導を行います。	こどもサポート課
97	ハイリスク妊婦訪問（再掲№25）	ハイリスク妊婦を対象とし、妊娠中の過剰な不安の軽減や不安定な母体の健康に対して保健指導を実施し、安心して妊娠出産ができるよう支援します。	*こどもサポート課
98	乳児家庭全戸訪問事業（再掲№38）	生後4か月までの乳児に対する発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や保育サービスを紹介し、育児不安の軽減を図ります。	*こどもサポート課
99	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行います。	こどもサポート課

基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当等による経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の状況に応じた子育て支援等が適切に行われるよう、関係機関と連携したサポート体制に努めます。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、日常生活を営む上で困難な問題を抱える母親の福祉の増進を図るための支援施策を検討します。
- 母子・父子自立支援員は、関係機関と連携するとともに、個々に寄り添う充実した相談・支援を行います。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
100	自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法上の教育訓練給付制度での指定教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母又は父で、同制度による給付を受けられない方に対し支給します。	こどもサポート課
101	高等職業訓練促進給付金等事業	資格を取得するために、2年以上養成機関で修業するひとり親家庭の母又は父に対する給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。	こどもサポート課
102	児童扶養手当支給事業	母子家庭等の児童福祉の増進を図るため、手当を支給します。	こどもサポート課
103	交通遺児等見舞金	交通遺児（交通災害等により父母の一方又は両方が死亡し、義務教育学校及び高等学校に在学中の児童生徒等）を養育している人に見舞金を支給します。	こどもサポート課
104	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭への医療費を助成し、生活の安定と親子の福祉の向上を図ります。	こどもサポート課
105	母子生活支援施設措置事業	D V被害者や経済的問題等で保護が必要な母子世帯が、安全で安心できる生活環境で子育てをし、その後の生活を自立させるための支援をします。	こどもサポート課
106	母子父子寡婦福祉資金貸付け	ひとり親家庭の経済的自立、生活意欲の向上及び児童福祉の増進を目的として、用途に応じた各種資金の貸付けを行います。	こどもサポート課
107	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえ、きめ細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、相談・支援を行います。	こどもサポート課

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子ども・若者が質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりに努めます。
- 幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助等切れ目のない経済的負担の軽減を図るとともに、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図る等生活の安定に資するための支援に取り組みます。
- 保護者の就労支援において、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。
- 「こども食堂」の運営を行う各団体の活動の周知、連携、サポート体制づくり等を検討します。

- 子どもの貧困対策やヤングケアラーの対策は、今後の「こども計画」においても重要な取組であることから、関係団体の連携やサポート体制を検討します。特に、ヤングケアラーの対策については、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報を共有し、連携して、早期発見・把握に努め、必要な支援につながるよう取り組みます。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
108	子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくりのため、各団体と連携し、活動の周知等を行います。	こどもサポート課
109	生活・学習支援	生活困窮世帯の子どもを対象として、学習や進路等に関する相談支援を行い、子どもの生活や学力の向上を図ります。	こどもサポート課
110	自立支援教育訓練給付金事業（再掲No.100）	雇用保険法上の教育訓練給付制度での指定教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母又は父で、同制度による給付を受けられない方に対し支給します。	こどもサポート課
111	高等職業訓練促進給付金等事業（再掲No.101）	資格を取得するために、2年以上養成機関で修業するひとり親家庭の母又は父に対する給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。	こどもサポート課
112	児童扶養手当支給事業（再掲No.102）	母子家庭等の児童福祉の増進を図るため、手当を支給します。	こどもサポート課
113	交通遺児等見舞金（再掲No.103）	交通遺児（交通災害等により父母の一方又は両方が死亡し、義務教育学校及び高等学校に在学中の児童生徒等）を養育している人に見舞金を支給します。	こどもサポート課
114	ひとり親家庭医療費助成事業（再掲No.104）	ひとり親家庭への医療費を助成し、生活の安定と親子の福祉の向上を図ります。	こどもサポート課
115	母子生活支援施設措置事業（再掲No.105）	DV被害者や経済的問題等で保護が必要な母子世帯が、安全で安心できる生活環境で子育てをし、その後の生活を自立させるための支援をします。	こどもサポート課
116	母子父子寡婦福祉資金貸付け（再掲No.106）	ひとり親家庭の経済的自立、生活意欲の向上及び児童福祉の増進を目的として、用途に応じた各種資金の貸付けを行います。	こどもサポート課
117	母子・父子自立支援員（再掲No.107）	ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえ、きめ細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、相談・支援を行います。	こどもサポート課

基本施策4 障がいのある子どもがいる家庭への支援

- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、雇用等の関係機関の連携を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、療育の充実を図り、障がい児が地域において保育や教育等を受けられる環境の整備に努めます。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児等の専門的な支援を要する障がい児に対し、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築に努めます。
- 特別支援教育については、児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力の向上、生活や学習上の困難の改善、克服のため、また、児童生徒の増加傾向を踏まえ、支援員の充実とともに、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた指導力の向上を図ります。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
118	障がい児保育事業 (再掲No.86)	保育所において障がい児の受入れを推進するために必要な専門的知識等を有する保育士等を配置します。	こども サポート課
119	児童発達支援	通所利用障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	社会福祉課
120	放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	社会福祉課
121	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活に適応させるため、専門的な支援を提供します。	社会福祉課
122	特別児童扶養手当	身体又は精神に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給します。	こども サポート課
123	障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする程度の重度の身体、知的又は精神に障がいがある20歳未満の児童に対して支給します。	社会福祉課
124	特別支援教育	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を伸ばし、生活や学習上の困難を軽減して改善するために、適切な指導及び必要な支援を行います。	学校教育課

125	幼児ことばの教室	話し言葉に不安や発達の遅れがある未就学児を対象に言語指導を行うとともに、対象児の保護者に育児指導を行います。	こどもサポート課
126	障がい者団体等の育成・支援	同じ悩みを抱える人同士の組織化は、孤立化を防ぎ主体性を育むことから、障がい者及び家族会の組織の充実を図るとともに、その活動を支援します。	社会福祉課

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

基本施策1 子育て家庭を支える地域社会の形成

- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現は、子ども・子育て支援事業においても重要であります。地域社会全体で子育て家庭を支援する重層的支援体制づくりを推進します。
- 子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動状況を踏まえ、多くの市民が参加できるような体制づくりを検討します。
- 住民への防災知識の普及・啓発、地域主体の防災活動に取り組む自主防災組織の設立促進等を通じて、地域社会における主体的な防災力の向上を促進します。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
127	やない市民活動センター	地域の課題に関する市民の自発的な活動が活発となるよう、子育て支援等の市民活動に対する支援や活動団体相互の連携を進め、活動が行われやすい環境づくりに努めます。	地域づくり 推進課
128	地域防災計画の推進	柳井市地域防災計画に基づき、災害時の緊急対策を行うとともに、住民の避難活動が円滑に行われるよう、日頃から避難ルートや避難場所などの周知を図ります。	危機管理課
129	スクール・コミュニティ（再掲No.52）	市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、地域に開かれた活力のある学校づくりに努めます。	学校教育課
130	学校応援団（再掲No.53）	地域の人的教育力を学校教育に生かすため、環境整備支援、教育活動支援、スクールガード及び食育ボランティアの4部門を設け、市民参加を進めます。	学校教育課

131	地域協育ネット (再掲No.54)	中学校区を単位として、小中学校、地域、保護者の連携による地域協育ネットを構築し、地域ぐるみで生きる力を育むための活動を実施します。	学校教育課
-----	----------------------	---	-------

基本施策2 子どもの安全の確保

- 子どもを交通事故から守るために、地域、学校、警察などの関係機関・団体と連携し、幼児期からの交通安全指導や交通安全教室を開催する等、子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。
- 子どもが、交通事故等から自らと他者の安全を守ることができるように、子どもの安全に関する保護者に対する周知・啓発を推進します。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
132	交通安全教室の開催	保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校等において、交通安全教室を開催します。	学校教育課 こどもサポート課
133	交通安全教室イベントの開催	幼児等を対象に、交通安全教室やイベントを実施し、正しい交通ルールやマナーに関する知識の普及・啓発を図ります。	危機管理課
134	キッズゾーンの設定の推進	保育所等が行う散歩など圏外活動の安全を確保するため、道路管理者、警察と連携し、保育所等の周囲半径 500mにキッズゾーンを設定します。また、キッズゾーン内の交通安全対策を実施します。	こどもサポート課

基本施策3 犯罪等の被害に遭わないための環境の整備

- ニーズ調査では、「子育てに関して身近な地域の人に望むこと」として、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」、「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」等、地域での見守りへの期待は、大きくなっています。
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないようにするために、防犯灯による防犯対策を支援し、安全、安全なまちづくりを推進します。
- 緊急を要する事案が発生した場合には、警察や学校と連携し、メール等により速やかに情報提供ができるよう体制づくりに努めます。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
135	防犯灯設置事業に係る助成金	自治会等が防犯灯を設置(修理)する場合、その経費について助成します。	危機管理課

136	子ども 110 番の家	子どもたちを犯罪や危険から守るため、警察署と連携し、各学校を通じて「子ども 110 番の家」の周知を図ります。	学校教育課
137	メールによる不審者情報の配信	県教育委員会や警察、各学校から学校教育課に寄せられた不審者情報を各学校のメール配信システムを通じて、保護者や関係者に對し、素早く提供します。	学校教育課
138	学校応援団（再掲 No.53）	地域の人的教育力を学校教育に生かすため、環境整備支援、教育活動支援、スクールガード及び食育ボランティアの 4 部門を設け、市民参加を進めます。	学校教育課
139	青少年健全育成の支援（街頭補導事業）（再掲 No.58）	関係機関と連携し、青少年の非行防止等のため、街頭補導を実施し、夜間は適時防犯パトロールを行います。	生涯学習・スポーツ推進課

【基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備】

- ニーズ調査では、「充実して欲しい子育て支援策」として「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が第 1 位となっており、安全が確保でき、安心して楽しく過ごせる場所の維持管理が求められています。
- 道路交通環境については、道路設備の整備、維持管理等を行い、安全対策に努めます。
- 公園・緑地や子どもの遊び場については、公園や児童遊園等の定期的な維持管理を行うとともに、屋内で遊べる施設整備について、既存施設等の活用を含めて検討します。
- 子育て世代定住促進補助金、子育て世代空き家購入費補助金及び移住就業等支援金を周知し、移住、定住を促進します。

【関連事業】

NO	事 業	実 施 内 容	担当課
140	道路交通環境の整備	交通事故多発地点及び危険箇所に信号、歩道、横断歩道、ガードレールなどの設置を図ります。	土木課 都市計画・建築課
141	公共施設の環境整備	公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置やイベント等の開催時に託児室設置に努めます。	該当課

142	公園・緑地の充実	誰もが利用しやすく開かれた公園を目指し、柳井ウェルネスパークをはじめとした都市公園、農村公園、児童遊園等の管理・整備を行います。	都市計画・建築課生涯学習・スポーツ推進課経済建設課こどもサポート課
143	子どもの遊び場の安全管理	遊具等の点検・修繕を行い、安全管理を進め、安全・快適に利用できる公園を確保します。	都市計画・建築課生涯学習・スポーツ推進課経游建設課こどもサポート課
144	子育て世代定住促進補助金	市の指定する市有地等を購入し、定住する子育て世代に住宅建築費の一部を補助します。	地域づくり推進課
145	子育て世代空き家購入費補助金	空き家バンク登録物件を購入し、定住する子育て世代に対し、物件購入金額の一部を補助します。	地域づくり推進課
146	移住就業等支援金	東京圏等から移住・就業又は移住・起業された子育て世帯のうち、一定の要件を満たす者に支援金を支給します。	商工観光課

第4章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域については、以下の視点で区域設定を考えます。

視点1 保護者や子どもが利用しやすい範囲であること。

視点2 事業量を適切に見込み、確保できる単位であること。

上記の視点を考慮し、本市では「市全域」を一つの教育・保育提供区域とします。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえて基本的には「市全域」を提供区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえて、事業の基本となっている「小学校区」を提供区域とします。

3 量の見込みと提供体制（確保方策）の考え方

第1期子ども・子育て支援事業計画の時は、国から「子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」の手引きが示され、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を使った、対象サービスごとの「量の見込み」の推計方法が示されました。しかし、推計結果と過去の各サービス実績値には、多くのサービスで乖離が見られ、実際には、この推計結果も参考にしつつ、過去の推移をみながら「量の見込み」を推計しています。

今回の第3期子ども・子育て支援事業計画においても、国では同様な手引きを出していますが、ニーズ調査結果は重要としつつも、各市町村の実情に応じた推計も可能としています。

本市では、以上の経緯を踏まえ、昨年度実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を参考に、過去の各サービスの実績値の増減率、その間の新型コロナ感染症による影響等、社会経済的背景を踏まえた推計値を活用しています。

提供体制については、手引きに準拠して、本市におけるこれまでの需要に対する供給状況等、それぞれの実情を踏まえた上で、目標年度末までに量の見込みに対応する各サービスの整備を目指します。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業

(単位：人)

令和7(2025)年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		1～2歳	0歳
量の見込み		56	22	343	197	17
確保 方策	特定教育・保育施設※1	65		414	194	42
	特定地域型保育※2	0		0	0	0

(単位：人)

令和8(2026)年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		1～2歳	0歳
量の見込み		50	21	339	193	18
確保 方策	特定教育・保育施設※1	65		407	185	38
	特定地域型保育※2	0		0	0	0

(単位：人)

令和9(2027)年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		1～2歳	0歳
量の見込み		45	21	341	183	19
確保 方策	特定教育・保育施設※1	65		407	185	38
	特定地域型保育※2	0		0	0	0

(単位：人)

令和 10(2028)年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		1～2歳	0歳
			教育を希望	左記以外		
量の見込み		41	22	350	182	20
確保 方策	特定教育・保育施設※1	65		407	185	38
	特定地域型保育※2	0		0	0	0

(単位：人)

令和 11(2029)年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		1～2歳	0歳
			教育を希望	左記以外		
量の見込み		41	22	352	181	20
確保 方策	特定教育・保育施設※1	65		407	185	38
	特定地域型保育※2	0		0	0	0

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設等

5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の19事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ③妊婦健康診査事業 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭子育て世帯訪問支援事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑮児童育成支援拠点事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑯親子関係形成支援事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | ⑰妊婦等包括相談支援事業 |
| ⑧一時預かり事業 | ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| ⑨延長保育事業（時間外保育事業） | ⑲産後ケア事業 |
| ⑩病児・病後児保育事業 | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

(単位：か所)

こども家庭センター型	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

対象年齢

0歳～6歳（保育園に通っていない子ども）

(単位：人日/年（年間延べ利用者数）)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	6,075	5,174	4,992	4,953	4,927
確保方策	6,075	5,174	4,992	4,953	4,927

③妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健診状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

(単位：人/年（年間受診者数）)

利用者数	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	219	218	215	214	212
確保方策	219	218	215	214	212

(単位：回/年（年間延べ受診回数）)

利用回数	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1,758	1,801	1,827	1,865	1,886
確保方策	1,758	1,801	1,827	1,865	1,886

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢

0歳

(単位：人/年(年間訪問乳児数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	129	126	122	119	115
確保方策	129	126	122	119	115

⑤養育支援訪問事業

⑤-1 養育支援訪問事業（専門的相談支援）

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象年齢

1歳～6歳（就学前）

(単位：人(支援対象人数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	11	11	12
確保方策	10	10	11	11	12

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

教育・保健・福祉等の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童等対策地域協議会を設置し、要保護児童等を支援します。

対象年齢

18歳未満

(単位：回/年(個別ケース検討会議回数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	24	24	24	24	24
確保方策	24	24	24	24	24

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

対象年齢

0歳～18歳

(単位：人日/年(年間延べ支援対象人数))

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	43	42	42	43	43
確保方策	43	42	42	43	43

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象年齢

0歳～15歳（中学生）

(単位：人日/年(年間延べ利用者数))

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	就学前	135	132	130	130	130
	小学生	83	85	86	86	86
	中学生	39	37	36	34	34
	合計	257	254	252	250	250
確保方策		257	254	252	250	250

⑧一時預かり事業

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

幼稚園を利用している子どもに対し、幼稚園等で通常の利用時間以外に保育を行います。

対象年齢

3歳～6歳（就学前）

(単位：人日/年(年間延べ利用者数))

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		651	629	617	620	609
確保方策		651	629	617	620	609

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育を除く。）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において預かります。

対象年齢

0歳～6歳（就学前）

（単位：人日/年（年間延べ利用者数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1,284	1,250	1,216	1,215	1,201
確保方策	1,284	1,250	1,216	1,215	1,201

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行います。

対象年齢

0歳～6歳（就学前）

（単位：人/年（利用者数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	117	114	111	111	110
確保方策	117	114	111	111	110

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

対象年齢

0歳～12歳（小学生）

（単位：人日/年（年間延べ利用者数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	85	82	78	76	73
確保方策	85	82	78	76	73

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校敷地内専用施設、保育園等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

対象児童

小学生

(市全体)

(単位：人/年（利用者数）)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	295	281	259	243	238
確保方策	307	303	299	297	299
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	93	97	101	103	101
確保方策	93	97	101	103	101
箇所数(支援の単位)	14	14	14	14	14

(柳井小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	132	124	115	110	107
確保方策	136	137	135	134	135
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	39	39	40	42	40
確保方策	39	39	40	42	40

(柳東小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	45	43	40	37	36
確保方策	47	46	46	45	46
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	14	14	15	15	15
確保方策	14	14	15	15	15

(柳北小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	13	12	11	10	10
確保方策	13	13	13	13	13
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

(日積小学校)

(単位：人/年（利用者数）)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	7	7	6	6	6
確保方策	7	7	7	7	7
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(伊陸小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	5	5	4	4	4
確保方策	5	5	5	5	5
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	2	3	3	3	3
確保方策	2	3	3	3	3

(新庄小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	49	46	43	40	39
確保方策	51	50	49	49	49
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	17	18	19	19	19
確保方策	17	18	19	19	19

(余田小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	13	13	12	11	11
確保方策	14	14	13	13	13
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

(小田小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	11	11	10	9	9
確保方策	12	11	11	11	11
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	3	4	4	4	4
確保方策	3	4	4	4	4

(柳井南小学校)

(単位：人/年（利用者数）)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	9	8	8
確保方策	11	10	10	10	10
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	3	3	4	4	4
確保方策	3	3	4	4	4

(平郡東小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(大畠小学校)

低学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	9	8	8
確保方策	11	10	10	10	10
高学年	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	5	6	6	6	6
確保方策	5	6	6	6	6

放課後児童対策パッケージの推進について

全ての子どもが放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう推進していきます。

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量■

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
連携型事業数	3	3	3	3	3
校内交流型 事業数	3	3	3	3	3

○放課後子ども教室の推進

放課後子ども教室は、市内全小学校を対象とするしらかべ学遊館のほか、各地区で開催しています。各小学校区での開催に当たっては、余裕教室や放課後児童クラブ等を一時的に活用するなど、地域の実情に応じた取組を進めています。

■令和6（2024）年度放課後こども教室■

小学校名	放課後子ども教室名	備考
全小学校	しらかべ学遊館	連携型
柳東小学校	柳東はれるん教室	校内交流型
柳北小学校	柳北算数寺子屋	連携型
日積小学校	日積サマースクール	連携型
伊陸小学校	放課後α教室	校内交流型
大畠小学校	うずしお教室	校内交流型

○連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後子ども教室のコーディネーターが小学校や放課後児童クラブ支援員等と連携してプログラムの内容、実施日等を検討し、調整を行っています。

○学校施設等の活用に関する方策

放課後子ども教室のコーディネーターが、各学校と調整を図りながら、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用をしています。また、小学校以外で実施している放課後児童クラブについては、地域の実情に即し活動場所を確保していきます。

○放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

両事業を実施するためには、両者の連携が必要不可欠であるため、必要に応じ協議の場を持ち、放課後対策について協議していきます。また、安全管理に関わることや、特別な支援を必要とする児童の受け入れについては、児童が安心して過ごすことができるよう、連携を図ります。

○放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

令和6年度に開所時間の延長を行いました。引き続き利用者のニーズを把握し、実態に応じた時間の拡充を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んで行きます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んで行きます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む。）に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うものです。

（単位：人/年（支援対象人数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	11	11	12
確保方策	10	10	11	11	12

⑮児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援等を行うものです。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んで行きます。

⑯親子関係形成支援事業

事業概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行うものです。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んで行きます。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦、その配偶者等に対して、面談等により妊娠・出産・子育て等に関する情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うものです。

（単位：回/年（延べ面談回数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	372	369	366	363	363
確保方策	372	369	366	363	363

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業のことです。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んで行きます。

⑲ 産後ケア事業

事業概要

産後に心身の不調や育児不安のある方に対して、助産師等の専門職による心身のケア、育児のサポート等の支援を行うものです。

（単位：人日/年（延べ人数））

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	50	37	37	37	37
確保方策	50	37	37	37	37

6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育の質の向上に向けた取組

本市では、心豊かでたくましい子どもの育成を目指して、「幼・保・小連絡協議会」を設置しており、継続して関係者の共通理解を図り、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化し、幼稚園、保育所等から小学校へのスムーズな移行ができるよう環境づくりに努めます。また、教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育の提供を図ります。

さらに幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による質の向上に努めます。

(2) 施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等について、県に対し情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができるため、県との連携を図ります。

(3) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所又は特定地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

7 専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な社会的不適応につながるものであり、どのような理由があっても許されるものではありません。一方で、保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々なハンディキャップが背景にある場合が多く、保護者自身が置かれているハンディキャップに対する支援を社会全体で行う必要があります。

本市においては、児童虐待の早期発見、早期対応のため、こども家庭センターが、子育てに課題を抱える家庭について、その存在を把握し、適切な社会資源につなげることによって、児童虐待防止に取り組みます。その際、学校、保

育所、民生委員・児童委員等児童に関わる関係者から情報を集め、正確なアセスメントを行い、個別のサポートプランに基づいて、的確な支援を行います。

また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めるなど、児童相談所との連携を図ります。

①子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力の悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターが中心となって乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等で普及啓発に努めます。

②児童虐待の発生予防・早期発見

乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園児並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。また、こども家庭センターと関係機関とが緊密な連携を図り、地域における相談窓口を充実し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4（2022）年12月）に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的に相談支援を行う体制の強化を図るため、こども家庭センターの利用者支援の充実に努めます。

あわせて、地域の関係機関が支援の内容を協議する要保護児童等対策地域協議会の取組を強化するため、幅広い関係者に参加を呼びかけます。

④社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする子どもについては、適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、本事業を実施する児童養護施設と連携するなど、社会的養護に係る地域資源の活用に努めます。

子どもが健やかに成長するためには、時として里親や児童養護施設等の利用が必要となる場合があります。そこで、市内における里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発など、県と連携して取り組み、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、保育所又は放課後児童クラブの利用に際して配慮するとともに、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、母子・父子自立支援員による離婚相談や生活支援のほか、自立支援給付、就業支援、資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのために、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図る等、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等における地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要な子どもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期、学童期、思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続、移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。

特別支援教育については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り、共に安全、安心に過ごすための条件や環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備、充実に努めます。

(4) 子どもの貧困対策の充実

全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、等しく教育の機会を得られ、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの豊かな人生実現につながる取組を進めます。

保育の完全無償化、義務教育段階の就学援助等切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり等、生活の安定に資するための支援を充実します。

第5章 計画の推進体制

1 家庭、学校、地域、事業者、行政の役割

本計画の推進に当たっては、住民一人ひとりが少子化や子育てについての関心を高めるとともに、乳幼児期、学童期、思春期の子どもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように、家庭、学校、地域、事業者、行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに緊密な連携を取りながら、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 家庭の役割

保護者が、子どもを一人の人格を持った主体として尊重し、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。そのためには、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育に努めることが必要です。

家庭においては、男女にかかわらず保護者が子どもと十分に向き合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、子どもの社会へ向けての健やかな育ちを支えていくことが求められます。

(2) 学校等の役割

保育所、幼稚園、学校等は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

専門的知識や施設を利用して、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育・保育の充実に努めるとともに、特に心も身体も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期に当たる学童期、思春期の子どもへの学校教育の充実が求められます。

(3) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身に付け、成長していきます。

全ての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。このため、近隣同士の連帯を深めるとともに、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合う等子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(4) 事業者の役割

男女が共に、ライフスタイルに応じた多様な働き方や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができる働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが期待されます。

(5) 行政の役割

行政は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な生育環境を保障するため、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させるとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

そのために、国、県、他市町等の関係機関や民間との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2 計画内容と実施状況の公表

本計画の内容は、広報やホームページ等により広く市民に周知するとともに、実施状況の点検・評価を公表するものとします。

3 計画の達成状況の点検・評価

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本市では、「柳井市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況の点検・評価を行い、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

評価に当たっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を行います。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- 教育・保育施設の提供量（確保方策）
- 地域子ども・子育て支援19事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- 計画最終年度に、「柳井市の子育て環境や支援への満足度」に対する評価について、今回調査結果との比較を行い、比較結果を計画全体の評価対象とします。